

平成24年第3回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び散会 平成24年9月11日 午前10時00分 開会  
午後 4時01分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名

1番 辻 村 美智子	3番 岡 本 吉 司
4番 春 木 孝 祐	5番 朝 岡 佐一郎
6番 西 井 覚	7番 藤井本 浩
8番 吉 村 優 子	9番 阿 古 和 彦
10番 溝 口 幸 夫	11番 川 辺 順 一
12番 赤 井 佐太郎	13番 川 西 茂 一
14番 寺 田 惣 一	15番 下 村 正 樹
16番 西 川 弥三郎	17番 南 要
18番 白 石 栄 一	

欠席議員1名 2番 中 川 佳 三

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	田 中 茂 博	市民生活部長	生 野 吉 秀
都市整備部長	矢 間 孝 司	都市整備部理事	中 裕 晃
産業観光部長	吉 川 正 隆	保健福祉部長	吉 川 光 俊
教 育 部 長	中 嶋 正 英	上下水道部長	松 浦 住 憲
消 防 長	岩 井 利 光	会 計 管 理 者	山 岡 加代子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 育 子
書 記	山 岡 晋		

6. 会議録署名議員 8番 吉 村 優 子 11番 川 辺 順 一

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問順 番号	議席 番号	氏 名	質 問 事 項	質問の相手
1	10	溝 口 幸 夫	治水対策について	担当部長
			農業の活性化について	担当部長
			水道管の老朽化対策について	担当部長
			いじめ問題について	教育長 担当部長
			学童通学路の安全対策	教育長 担当部長
2	4	春 木 孝 祐	宿日直業務の委託について	市 長 担当部長
			学校給食における地産・地消の推進について	教育長 担当部長
3	13	川 西 茂 一	いじめ問題について	市 長 教育長
			ミストシャワーの導入について	市 長 教育長
			新時代葛城クリエーション研究会について	市長
4	9	阿 古 和 彦	合併特例債延長法	市長
			旧町名表示の標識について	担当部長
5	18	白 石 栄 一	職員採用に係る諸問題について	市 長 担当部長
			新道の駅建設事業について	市 長 担当部長
			吸収源対策公園緑地事業について	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

**西川議長** ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより平成24年第3回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用の写真撮影を行いますので、ご承知おきをお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る8月31日の通告期限までに通告されたのは5名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、5名の議員全員が一問一答方式を選択されております。質問回数につきましては制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分といたします。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、10番、溝口幸夫君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、溝口幸夫君。

**溝口議員** おはようございます。議長の許可をいただき、一般質問をさせていただきます。一般質問は一問一答方式で行わせていただきます。

昨今、一時期の暑さも和らぎ、涼しくなってきました。また、田畑には黄金色を増し始めた稲穂がこうべを垂れてきております。

私の一般質問は多岐にわたっておりますが、現在、全国的に問題、被害、話題になっていることを、当葛城市においてはどうかかというところを追及してまいりたいと思います。詳しくは質問席からの質問を行いたいと思います。

**西川議長** 溝口君。

**溝口議員** 私の質問内容は、まず1つは治水対策について、治水対策の現状と今後の課題についてが1つ。それから、もう一つは農業の現状と今後の課題及び取り組みについて、それから、3番目として、水道管の老朽化対策について現在の課題と取り組みについてであります。4番目にいじめ問題、これの葛城市における現状と取り組みについてを質問させていただきます。また、最後に学童の通学路の安全対策、この現状と取り組みについてを質問させていただきます。

まず、1番目の治水対策の現状について、また今後の課題についてであります。現在の葛城市における治水対策の現状について説明をいただきたい。

これを取り上げたのはどういうことかといいますと、全国的にこの治水という観点というのは、農水に関する治水というのと、現在、全国あらゆるところで予想外のゲリラ豪雨現象が起こっております。このゲリラ豪雨に対して、各自治体はいろんな努力をされ始めておりますが、現在のところ、非常に大きな被害をこうむっている現状が各新聞紙上及び報道で伝えられ、大変な被害を受けておられる方たちの様子を見ると、葛城市においてもこれは避けて通っているわけではありません。いつこのゲリラ豪雨が葛城市に起こるかもわかりません。

そういったときに、実は先日のゲリラ豪雨のはしりみたいなきに、私、偶然車をとめて

いる駐車場に行こうかなといったときに、前を流れている水路がはんらんしてしまして、こんな小さな水路でもはんらんしているということは、これの下流はもっとひどいんだろうなと、そういうことをつくづく感じました。やはり治水という点で、農水の水路を整えるだけでは今のこの治水はおさまらないということで、こういったゲリラ豪雨が起きたときに、本当に葛城市の水路の整備状況、要するに能力が本当に整っているのかどうか。このあたりを質問してまいりたいと思います。まず、この治水対策の現状についてをまず質問したいと思います。

**西川議長** 矢間都市整備部長。

**矢間都市整備部長** 皆さん、おはようございます。都市整備部の矢間といいます。よろしくお願ひします。

それでは、溝口議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、治水対策の現状であります。市内における県管理の一級河川であります。県の河川整備計画に基づき、河川断面が不足し、かつ重要な箇所から整備が行われています。本市では忍海地区の安位川の改修が行われていますが、ほかの河川については、一部改修をいただいたところはあるんですが、今後も引き続き、県に改修要望をさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

**西川議長** 溝口君。

**溝口議員** 今、部長の方から現状について説明を受けましたが、先ほども私、述べましたように、治水という観点からは、葛城市における農水の水路をいかに確保し、満遍なく農水を供給するかという観点から、いろんな水路の整備、開発が行われてきたものと考えられます。

では、近年のこの異常気象による豪雨被害について、葛城市としてどのように考えを持っておられるのかをお聞きしたいと思います。

**西川議長** 都市整備部長。

**矢間都市整備部長** 昨今、ゲリラ豪雨という言葉をよく耳にしますが、近年、1時間降水量50ミリを超える大雨の発生回数は増加傾向にあるようです。平成23年度国土交通白書によると、1時間降水量50ミリを超える大雨の発生回数は長期的に増加傾向にあり、ここ30年間で約1.3倍になっているそうです。また、1時間降水量100ミリを超えるような大雨の発生回数も増加傾向にあるようです。さらに年平均の土砂災害発生件数も、ここ30年間で約1.3倍に増加しているそうです。最近では先月、京都府の宇治市において時間雨量最大60ミリ、3時間連続して時間40ミリ以上の豪雨を記録し、多くの被害が発生したことは記憶に新しいところです。近年、このような異常気象による災害が各地で頻発しており、葛城市においても例外ではないというふうに考えております。

以上です。

**西川議長** 溝口君。

**溝口議員** この治水対策の観点を違った方向から見ますと、市内ではあちらこちらにミニ開発が行われております。これは5軒とか10軒とか、大きいものになると20軒、30軒というこういった

開発が行われている。これは住宅を建てるための開発ですね。この開発は、少なくとも今までだったらある程度緑地なり、要するに土のある部分をアスファルト道路にするということは、それだけの面積が給水源をなくす形になります。こういった点から、このミニ開発については行政として、こういう治水という観点からどのような指導をされているのかをお聞きしたいと思います。

**西川議長** 都市整備部長。

**矢間都市整備部長** 葛城市の取り組みとしては、大和川流域総合治水対策協議会のメンバーとして、流域全体で水害に強いまちづくりを行う総合治水対策に取り組んでいます。具体的に言うと、宅地開発等に伴い生じる流出増を抑止し、下流河川に対する洪水負担を軽減するため、0.3ヘクタール以上の開発には防災調整池を設置するよう、開発事業者に対しては指導しております。また、ソフト対策としては、今年度、職員が各大字に出向き、災害発生時の危険箇所、避難路、避難所などについてのご意見をお聞きし、地域単位の防災マップを作成する取り組みなども行っているところでございます。

以上です。

**西川議長** 溝口君。

**溝口議員** 今のこのミニ開発に関する行政的な指導ということで、今後、私が今述べているような観点から、やはりこの指導を強化していくという点もぜひお願いしたいと思います。それから、現在やられているその防災マップについても、災害が起きたときの避難経路や避難場所の確保と同時に、こういったゲリラ豪雨という点からも、治水という観点から、ぜひともこの要素として取り組んでいただきたいと思います。

現在、市の管理河川・水路の現状は、また今後、どのような対策をしていこうという方針なのかを最後にお聞かせ願いたいと思います。

**西川議長** 都市整備部長。

**矢間都市整備部長** 市の管理河川・水路におきましては、近年のゲリラ豪雨が発生しますと水路からあふれることが予想されるわけではありますが、まず、今の取り組みとしては、降雨時には今までに水路からあふれた部分を特に注視し、対策を検討してまいりたいと思います。また、本年度の地域防災マップ調査から、過去の災害発生の場所等の確認をさせていただいておりますので、そういったご意見も参考に検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

**西川議長** 溝口君。

**溝口議員** この治水対策についてはこれで終わりたいと思いますが、やはり治水という、昔からこういった自治体の能力というのは、この水を治めるということは非常に大事な自治体の責務だと思います。当葛城市においても、やはり上空から見て、本当に水路の要するに能力が、葛城市全体の排水という観点からどのような現状にあるのかということも、ぜひともちょっとその検討及び調査の課題に入れていただき、いろんな地区でのゲリラ豪雨のような大きな災害に対する住民の不満というのは、これ、全てが行政へ向かって不満が投げかけられております。ぜひとも、ゲリラ豪雨は葛城市を避けているわけではありませんので、いつそ

たことが、今年はなくても来年、再来年と、異常気象の続いている現状でありますので、こういった治水という点を、ぜひとも今後の行政の中に取り組んでいただきたいと思いを。この治水については終わります。

次に、農業の活性化についてであります。

農業の活性化の現状と今後の課題であります。まず、現在の葛城市における農業の現状分析を、ぜひとも担当部長にお聞きしたいと思いを。葛城市における農業は現在、どのような分析結果を踏まえていろんな施策に反映しているのか。この点についてまずお聞きしたいと思いを。

**西川議長** 吉川産業観光部長。

**吉川産業観光部長** おはようございます。産業観光部の吉川です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

農業の現状の分析についてどうかというお尋ねでございます。本市における農業の現状につきましては、日本全国の農業が面している状況と同じように、担い手がない、高齢化、農地の荒廃化、もうからない農業など、同じようなことが生じているのが現状でございます。全国的な事例を見ますと、このような問題を打破し、もうかっている農業もあります。それはオリジナリティーのある農業であり、個性のある農業を行っている団体でもあり、個人でもございます。集落営農事業体もその1つでございます。全ての集落営農組織ではないですが、集落営農することにより、その地域がまとまり、地域の活性化の源になって、農業が直面している諸問題を解決しながら農業を産業として見据え、よりもうかるための技術、知識、知能をみんなで出し合いながら頑張っている組織でございます。

以上でございます。

**西川議長** 溝口君。

**溝口議員** 今、部長の方から、現状を分析してこのような答弁を受けたわけですが、葛城市の農業という観点から、私は非常に、農業というのは少なくとも我々市民生活及び国民生活の上で、食料を自給していくという上では非常に大切な分野だと思います。これをやはりなくすわけにはいかないし、衰退していくわけにもいきません。じゃ、どうしてこの農業を守っていくのか。ましてや自治体で農業をいかに活性化する施策を展開するのか。これは非常に全国あらゆる自治体に取り組んでおる現状だと思うんですが、この葛城市において農業に対する対策、どんな対策を打ってこられたのかを紹介をいただきたいと思いを。

**西川議長** 産業観光部長。

**吉川産業観光部長** 葛城市の農業の対策についてのご質問でございます。私も本市の特産である菊農家や米農家や畜産農家の方々と話をしている中で感じたことは、ほとんどの方が個人的には栽培とか飼育することに関してはほとんど頑張っているが、販売に関してはほとんどが人任せであるように感じました。人任せであり、市場まかせであり、時代の流れについてはいけない方々が多いのも現状でございます。このごろ、直売所とかネット販売とか自分でマーケティングをしなければならない場も出てきましたが、これからどんどん確立されていくであろうし、菊市場においても、競り市場またネット市場が主流になっております。販売側も組織

として電子市場にどしどし乗り込んできております。個人では組織に負ける、それでは勝つにはどうすればいいのか。それは個人が組織になればいいのであり、組織になり得るための人材をそろえることでもあります。

以上でございます。

**西川議長** 溝口君。

**溝口議員** 今、部長の方から葛城市における農業対策について、一部、部長の個人的な観点も踏まえながら答弁をいただきましたが、少なくとも農業の現状、要するにこの時代の流れと農業のこれからのあり方について示唆されているものと思います。そういった中で、それでは個人が組織になればいい、要するに組織になり得るための人材をつくっていくのがその対策の1つだというふうに答弁をされました。では、そこで具体的にその対策、方策といいますか、こういったものを現在お持ちなのかどうかをお聞きしたいと思います。

**西川議長** 産業観光部長。

**吉川産業観光部長** 具体的な方策についてのご質問でございます。つくることに関してはプロでありますので、あとは経営、財務、営業のプロをどう育てるのか、すなわちソーシャルキャピタルの人材育成でございます。育てるとなれば大変であります。各道のプロの定年者を探し出してくることは、できないことではないと思われま。各地域にもその場にすぐれ、定年されている方がおられるはずであります。その方々に協力してもらえるにはどうすればいいのか、また、協力してもらえる場が楽しい場であることでもあります。来て有意義な立場であることでもあります。それでは、そのような場をどのように作り上げるのかであると思えます。

以上でございます。

**西川議長** 溝口君。

**溝口議員** 今の答弁では、余りにも概念的といいますか、要するに希望的観測といいますか、そういった答弁でありますし、葛城市の農業をいかに発展していくかという行政の仕事をしている上で、それでは、そういった場をどのように作り上げていくのが問題という問題意識を持っておられるのであれば、この問題意識の中で、現在行っている具体的な政策についてお示しを願いたいと思います。

**西川議長** 産業観光部長。

**吉川産業観光部長** 現在行っている具体的な施策についてというご質問でございます。現在、葛城市農政活性化推進協議会を側面支援して、梅室、平岡、山田、寺口、南藤井、笛吹、山口の7つの区分が合同で、平成23年11月1日に葛城山麓地域協議会が設立されました。この協議会は、最終的には広域的な集落営農を目指しております。7つの区が、それぞれ自分らの集落をどのように活性化すればいいのか、また、どのようにすれば集落の農地が保持できるか、日々、暗中模索をしている状態でございます。各集落に打ち出した方向性が出てきており、梅室におきましては桑を栽培し、桑の加工を踏まえた6次産業化、山口におきましては野菜の残渣を利用したきのこの培土栽培を手始めに、農産物の残渣を有効活用した資源循環型農業を、寺口においては桑、柚子の栽培を行い、加工を踏まえた6次産業化、平岡におきまし

てはソバの栽培を現在執行中であり、これらの農産資源を活用した地域づくりをベースに、これから都市と農村交流を考えていくところでございます。

以上でございます。

**西川議長** 溝口君。

**溝口議員** 今、具体的な現在行われている情報をお聞きしました。大変各地でこういった特有の努力をされながら、特有の農業のあり方を模索されているというものがかいま見られます。このような施策について、行政と地元とがやはり協力し合って、この今行われている7つ、今紹介があったのは7つの区域のことではありますが、これを葛城市全体の、小さなコアの広がりを進めて、そして実際には葛城市全体の農業のあり方を探求していくという1つの明るい話題を紹介していただいたと私は思っております。

では最後に、将来こういった都市と農業の交流を考えていく上で、実を結ぶための政策方針、ですから、今やっていることを今までお聞きしましたが、これからやろうとしておられるものがあれば、ぜひ紹介をお願いしたいと思います。

**西川議長** 産業観光部長。

**吉川産業観光部長** 将来実を結ぶための政策の方針についてのご質問であったと思います。その件についてお答えいたします。葛城山麓地域協議会をモデルにいたしまして、このような組織づくりを他の地区でも推奨していき、行政と地域が密にコラボレーションしていき、これからの農業をベースにした地域づくりを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

**西川議長** 溝口君。

**溝口議員** 今、部長の方から心強い答弁をいただきました。ぜひともこういった各地で独自の小さな組織で行われているものを、ぜひ次の葛城市全体の農業のあり方のモデルとして、やっている人たちは自己満足の中でやっておられるかもわかりませんが、葛城市全体の農業からすると、そういった情報、そういった活動をいかにやはり情報交換をしながら、コミュニケーションを図りながら、農業の復旧・復興というこういった点から、ぜひとも、言葉はこの言葉を使ってどうかと思いますが、農業者がそういった小さな組織をつくって、それを葛城市全体の農業に広めていくための切磋琢磨という、あそこではこうやって頑張っていると、私たちもこういったことを頑張ろうという、そういったきっかけづくりを行政が整えてあげることが私は大事だと思います。ぜひともこういった活動の中で、葛城市のブランドという農作物が大きく芽を出し、花を咲かせるように行政の努力をお願いして、この質問は終わりたいと思います。

次に、水道管の老朽化の現状の課題と取り組みについてであります。

この水道管につきましては、この前、報道で流れておりました。全国的に水道管の老朽化というのが非常に問題視されております。少なくとも大体水道管というのは、耐用年数35年から40年と言われております。そういった水道管が、近年、老朽による破裂そして漏水事故、大きな話題を呼んだ事例もあります。この前の情報では、全国的に40年を超える給水管、要するに水道管が60%にも及ぶというふうな報道もありました。現在では、葛城市ではこの水

道管の布設状況についてどのように把握されているのかをお聞きしたいと思います。

**西川議長** 松浦上下水道部長。

**松浦上下水道部長** おはようございます。上下水道部の松浦です。よろしくお願いします。

ただいまのご質問ですけれども、水道布設管の現状についてですが、市内に布設している水道管総延長は平成23年度末で約225キロメートルございます。その内訳は、塩化ビニール管111キロメートル、パーセンテージにして49.4%、ダクタイル鋳鉄管90キロメートル40%、鋳鉄管17キロメートル7.6%、鋼管3キロメートル1.3%、石綿管0.8キロメートル0.4%、ポリエチレン管、ステンレス管等3キロメートル1.3%となっております。また、総延長に対する老朽管、40年以上の延長は20キロ、割合は8.9%でございます。その内訳は、塩化ビニール管6キロメートル、種類別の延長に対して5.4%、鋳鉄管13キロメートル同じく76.5%、石綿管0.8キロメートル同じく100%、そのようになっております。

**西川議長** 溝口君。

**溝口議員** 今、部長の答弁で、当葛城市においては40年以上の老朽管については20キロ、割合で8.9%、少し安堵の気はあるんですが、少なくとも40年以上であって、これ実は60年かもわからないし、50年かもわからない。こういったやはり老朽管の経年というものを、ぜひとも調査していただきたいと思います。その中で、今の答弁の中で1点ちょっと気になったんですが、この石綿管の0.8キロ、これは割合にすると非常に少ないものですが、この800メートル残っているこの石綿管について、布設がえの点についての検討はあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

**西川議長** 上下水道部長。

**松浦上下水道部長** ただいまのご質問でございますが、この石綿管の布設がえの部分につきましては、特に問題になっているのは地震以外の要因で破損する確率が高い石綿管や塩化ビニール管となっております。葛城市では、石綿管が先ほども申し上げましたように約800メートル残っております。まず、これを更新することが第一と考えております。このうち、昭和30年代から昭和40年代に布設されております古い塩化ビニール管等も同様に破損、漏水の確率が高いため、この更新というものが第二の課題と考えております。これらの更新に当たっては、その全てを日本水道協会が耐震性を有すると認められた管種、つまり耐震型ダクタイル鋳鉄管に布設がえすることとしております。一方、ダクタイル鋳鉄管などは一定の強度を有しておるため、配水管網における重要度や耐用年数を勘案しつつ、長期的な視点で更新していきたい、そのように考えております。

**西川議長** 溝口君。

**溝口議員** 今の答弁の中に、やはり昭和30年から昭和40年という古い水道管の存在を知るわけですが、昭和30年代の前半に布設された水道管、少なくとももう60年近くたっているわけですね。ですから、ぜひとも年代ごとに、布設した経過年数といいますか、それを調査し、どこにどういった古い水道管が埋設されている、布設されているという状況を、ぜひとも再確認、確認されていると思いますが、再確認していただきたいと思います。

それともう1点は、これからは質問ですが、葛城市では少なくとも、全国的には40年以上

のものを老朽化した水道管というふうにとらまえています。これは多分耐用年数といえますか、そういったことだと思んですが、教えていただきたいのは、この30年とか35年というのは、次にもう40年を迎える、要するに前駆体といえますか、もうすぐに老朽水道管となり得るものも、どのような布設状況にあるのかを、ぜひお調べ願いたいと思います。

ここで私、一方的に減価償却年数を30年、35年とか40年とお聞きしているんですが、この点は、要するに水道管を維持保管していく上で実際は何年なんですか。そのあたりを教えてください。

**西川議長** 上下水道部長。

**松浦上下水道部長** ただいまのご質問ですが、35年以上の布設管は47キロメートル、20.9%ございます。30年以上の布設管につきましては84キロメートル、37.3%ございます。そして水道管の減価償却の年数の根拠ですけれども、これにつきましては法的な基準がございまして、地方公営企業法施行規則第14条及び第15条関係で、別表第2号の中に構築物というものがございます。その中に、配水管は耐用年数40年というふうの規定されております。

以上です。

**西川議長** 溝口君。

**溝口議員** ありがとうございます。40年というのが耐用年数ということで、全国的に何らかの自治体の水道管の状況を調べて、60%にも及ぶ老朽管があるという問題提起を報道でされたものと思われま。

では次に、この石綿管の老朽管といえますか、これの布設がえ、先ほども少しお聞きしたんですが、去年ですか、平成22年に葛城市の水道事業基本計画ビジョンというのをつくられました。その中でも取り上げられているんですが、このビジョンに基づいて、今後どのようにこの石綿管の老朽したものを布設がえを行っていくとされているのか、もし具体的な計画があれば、その取り組みについてお聞かせ願いたいと思います。

**西川議長** 上下水道部長。

**松浦上下水道部長** ただいまのご質問ですけれども、今後の取り組みということかと思えます。これにつきましては、先ほどお話がございました、平成22年度に策定をいたしております葛城市水道事業基本計画地域水道ビジョン、これに基づきまして4点の施策を挙げております。まず1点目は良質な水供給の継続、水質管理体制の充実、2点目は施設情報の充実、水道施設の更新、耐震化、効率化、危機管理体制の充実、3点目はサービス水準、組織体制、財政基盤の強化、4点目は環境に配慮した事業運営、省資源・省エネルギーの実施優先度について総合的な評価というものを行ってまいりました。その結果、現在の水道事業を取り巻く財政状況をかんがみ、また、事業の継続性に不可欠である黒字決算を前提としつつ、老朽化施設の維持補修を中心に取り組んでまいります。あわせて耐震化の方も図ってまいりたい、そのように思っております。その他詳細事項につきましては、ボリュームがたくさんございますので、また地域水道ビジョンの方をごらんになっていただければありがたいかなと思っております。

今後市民生活に支障が生じないよう、漏水が頻発する箇所や大字要望箇所、つまり水圧

低下あるいは水量減少などを中心に、耐震性のある管、つまり耐震型ダクタイル鋳鉄管または耐震型配水ポリエチレン管などへの布設がえを重点的に進めることを考えてまいりたい、そのように思っております。

以上です。

**西川議長** 溝口君。

**溝口議員** 今、この葛城市水道事業基本計画ビジョンの中で取り上げられておる石綿管の老朽管の布設がえについてお聞きしました。この4点の施策の重要施策を今、述べられました。大変重要な内容であります。我々市民の日常生活の中で、良質な水を供給していただくということに関しては、非常に皆さん感謝をされているものと思われまして、私も評価をしております。ぜひともこういった老朽化の保全、そういった面も事業としての大きなウエートを占めておりますし、ましてや老朽化したものを新管に取りかえるというと、大きな資源、コストがかかる。計画的なコスト計上をしながら計画的な更新をやっていただきたい。そういった努力をお願いしたいと思います。

ここで1つだけ事例を紹介して質問を終わるんですが、実は京都市で大きな水道の事故がありました。これは水道管が老朽化して破裂し、大体水道管の埋設状況というのは、ガス管とかいろんな、例えば電気ケーブルとかそういった共同の布設をされていますが、そこにガス管が横に走っていて、その水圧の勢いで、ガス管というのは何百ミリぐらいの圧力ですから、当然ガス管の管も老朽化していたものと思われまして、水がガス管に入り、家庭のガス栓をひねると水が出てきた。こういったことは、ただ「えっ」と思われるような事故ですが、あり得る事故であります。ましてや京都の水道局が大阪ガスさんに賠償した何億円ということから考えますと、当然ながら小まめなこういう老朽管の布設がえというのは今後の課題だと思いますので、ぜひ取り組みを強化していただきたいと思っております。

次に4点目ですが、これも全国的に、話題と言ったら失礼ですが、被害を見ますと大変我々心が痛む問題である、このいじめ問題についてをお聞きしたいと思います。

現在、葛城市において、このいじめの有無は、あるのかないのか、現状についてご報告をお願いしたいと思います。

**西川議長** 中嶋教育部長。

**中嶋教育部長** おはようございます。教育部長の中嶋でございます。

ただいまの溝口議員のご質問にお答えいたします。

いじめの問題につきまして、本市におきましてはこれまで、平成18年度より毎年2学期に全小中学校を対象に独自のアンケート調査を行い、いじめの実態把握に努めながらその解消を目指し、学校と一緒に取り組を進めてまいりました。昨年度までの過去6年間のアンケートで子どもたちがいじめと回答したもののうち、各学校が更に聞き取り、その他情報収集と検討を行い、結果いじめと認識した件数は、市内全体で毎年10件程度でございます。具体的な内容といたしましては、冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる、無視される、軽くぶつかられたり遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりするなどでございます。

西川議長 溝口君。

溝口議員 今、教育部長の方から現状について報告がありました。そこでまず、その具体的な内容として、10件程度の中身を今紹介いただきました。冷やかしか悪口とかおどし、嫌なこととか無視される、かるくぶつかられる、こういったことを今起こっている事象だととらまえられておるんですが、では、いじめというこの3文字、いじめというのは定義されているんですか。このあたりをお聞きしたい。

西川議長 教育部長。

中嶋教育部長 ただいまのご質問でございます。いじめにつきましては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとされます。その上で、当該児童生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの、起こった場所は学校の内外を問わないと定義しております。

西川議長 溝口君。

溝口議員 今、この判断基準、要するにいじめの定義というものを今紹介いただきましたが、では、葛城市において、今さっき10件程度の事象が感じられ、起こっていると認識しているというふうに答弁されました。それでは、いじめのその事例ですね。例えばランクをつけるとすれば、3つぐらいで整理していただきたいんですが、今年度起こったな、起こっておるといふふうにとらまえられているいじめの事象、また、今年度なければ過去そういった事象が、ランクづけで3つぐらいに分類するとすれば、どのように分類され、事象があるのかどうかを紹介していただきたい。

西川議長 教育部長。

中嶋教育部長 ただいまのご質問でございます。いじめの定義につきましては先ほど申し上げたとおりで、この定義に基づき、アンケートの記載内容も分析、整理しますが、それぞれの事例には原因、背景、子どもたちの思いがあり、事例の分析はできても、いじめを程度でランクづけすることは極めて困難でございます。先ほども申し上げましたように、アンケートを通して子どもがこれまで把握しているいじめの事例は、ごく軽微な冷やかしかとも言うべきものから、持ち物を隠されたり壊されたり、あるいは悪口を書かれたりといったもの、それらが繰り返されるようなものなど実にさまざまでございます。

以上です。

西川議長 溝口君。

溝口議員 確かに今言われたとおり、これをランクづけすることは非常に難しい問題かもわかりません。

では、そこで、本市葛城市におけるいじめアンケート結果を受けて、その後でどのような対応を講じられたか。また、これから講じられようとしているのか。その点のことについてお答えをいただきたい。

西川議長 教育部長。

中嶋教育部長 ただいまのご質問でございます。教育現場におきましてとりわけ重要なことは、どの

学校、どの学級にもいじめは起こり得るという危機意識であり、いじめは人権侵害にほかならず、絶対に許されない行為であるという意識でございます。こういった意識を市内各幼稚園、小中学校全ての教職員の共通認識とし、その上でいじめの解消を目指し、ただいま、次に申し上げるような取り組みを進めております。

1つ目といたしまして、いじめが認められた場合はすぐに子どもたちからの情報収集や保護者との連携を図り、一日も早い解決を図ります。

2つ目といたしまして、子どもたちの心情を揺さぶり、いじめが絶対に許されない行為であることを心底から理解し、人の心の痛みが感じられる、いじめの卑劣さを皆がわきまえ、許さない集団づくりの指導の工夫を心したいと考えております。

3つ目といたしまして、学級担任が1人で抱え込むことなく、学年、学校全体の課題としてとらえ、教職員間で情報を共有しながら解決に向けて取り組んでまいります。

4番目といたしまして、本市には教育相談室が設置されており、いじめ問題を始め、さまざまな教育問題に対応させていただいております。電話相談、来室相談いずれにつきましても、常に気軽に相談していただける体制をとっております。

5番目といたしまして、両中学校にはスクールカウンセラーとして2名の臨床心理士を配置するとともに、小学校には巡回臨床心理士を配置しております。いずれも心理の専門職であり、いじめ問題に関しましても専門的な立場から有益な示唆が提供されますし、子どもたちや保護者の声にもすぐにじっくりと耳を傾け、相談に応じております。

以上でございます。

**西川議長** 溝口君。

**溝口議員** このいじめ問題というのは、我々も幼少期からこういったいじめ問題が発生する時期を生きながら現在があるんですが、現在のようないじめ問題というものが発生するその背景、こういったもの、我々は昔こういったことあったかなと、もっとオープンな時代だったなとつくづく振り返っておるんですが、陰湿なこのいじめ問題、大きな教育界でコストとパワー、人と金をつぎ込まなければいけない事象が発生してきたということに、非常に嘆かわしく感じております。

では、このいじめを当市の中で防止していこうとする上で、それに対峙する教員、市の教育委員会、いろんな教育に絡む組織や当事者がおられるんですが、指導という面でどのような防止方策を今進められているのか、お聞きしたいと思います。

**西川議長** 教育部長。

**中嶋教育部長** ただいまのご質問でございます。いじめ防止をめぐる最も大切なことは、まずはどの学級、学校にも発生し得るものであるという危機意識でございます。いじめは人として決して許されない行為であるという意識、確固たる姿勢であると考えます。この点につきましては、各学校現場で常々確認し、市教育委員会からもさまざまな機会をとらえて指導しております。いじめの発生防止にかかわる教員の研修につきましては、県立教育研究所が実施する教員研修、各学校で実施する校内研修等で実践的力量的の向上に努めておるところでございます。

以上です。

**西川議長** 溝口君。

**溝口議員** 当市において現状及び今後の取り組みをお聞きしたんですが、こういったいじめ問題というのは、これ、突き詰めると人権問題であります。人権の尊重や人間を敬う、尊厳、こういった道徳的な教育というのは、今起こっている発生現状をとらまえて対応するのではもう遅いと思います。ぜひとも幼少期からの教育、ぜひ幼少期から、人として持ち備えるべき優しさ、それから感性、こういったものをぜひ持てる、そういった人間形成の教育を行っていただきたいと思います。それともう一つは、やはりこの対応については、小さなサインを見逃すことなくとらまえることが私は大事だと思います。ぜひとも、いじめ問題についてはこれから起こらないと絶対に言いきれないものでありますし、地道な努力をお願いして、この質問は終わりたいと思います。

次に、学校の通学路の安全の確保の現状と取り組みについてをお聞きしたいと思います。

これは亀岡市で起こった事故を受けて、国の法律を変えようという市民運動から発展してまいっておりますが、学童の通学路の安全点検というのはどのように行っておるのか、ぜひお聞きしたいと思います。

**西川議長** 中嶋教育部長。

**中嶋教育部長** ただいまの学童通学路の安全に関するご質問でございますけれども、京都府亀岡市での事故を受けまして、本市におきましても、5月1日に市内各校に通学路の安全に関する緊急調査を指示し、各校ごとに通学路の安全点検を行い、安全が懸念される箇所とともに、通学路変更の必要性がある箇所について報告を求めました。その調査結果により、1カ所ながら早速改善対策も施しました。その後、6月に入って県教育委員会保健体育課より、この夏を利用して、文部科学省、道路管理者、警察の三者連携・共同による通学路の緊急合同点検等を実施する旨の連絡がございまして、それを受けて市内各小学校区について、高田警察署、建設課、生活安全課、各校管理職及びPTA代表、県高田土木事務所、市教育委員会により合同点検を実施いたしました。そして、点検に参加したメンバーで改善策検討会を開催いたしまして、次のような結果を集約いたしました。

危険箇所につきましては109カ所、その109カ所について点検を行いました。このうち小学校通学路でない2カ所、対策実施を行う必要がないと判断した場所2カ所につきましては除外いたしまして、対策必要箇所数としては105カ所でございます。道路の外側線再塗装、路側帯再塗装、横断歩道及び一旦停止線再塗装、危険喚起看板の設置、横断歩道、信号機、ガードレール及び安全柵の新設等の検討でございます。その後、平成24年9月7日の時点での内訳といたしましては、対策済み箇所が4カ所、対策予定箇所が73カ所、対策未定箇所が28カ所となっております。

なお、本9月議会に、建設課、生活安全課におきまして、危険箇所解消の対策の補正予算を計上いただいているところであり、議会の皆様のご理解を得て、対応予定箇所のうち24カ所については今年度中に、路側帯の白線引き直し、注意喚起看板設置、側溝の防護柵等を逐次実施したいと考えております。また、残りの分につきましては来年度以降に整備していく

予定でございます。

以上でございます。

**西川議長** 溝口君。

**溝口議員** これは、この学童の通学に対する安全というのは、前にも私、質問もし、市長にも要望書を提出しております。もう過去だいぶになりますが、要望書を提出しています。その当時、PTA等々でこういった点検も行っているということで、市長の方から努力されているというお答えもいただいております。今回9月議会にも補正予算が上がっておりますし、ぜひともこういった点検を無にすることなく、やはり危険箇所と認識されたところは改善すべき箇所でありますし、ぜひとも全箇所に及んで改善を実施していただきたいと思います。

1点、この学童の交通安全にとどまらず、交通安全という観点から、我々は被害者側から物を考える。そうでない、加害者側からの安全対策ということをぜひ取り組んでいただきたいということで、1つはドライバーが、要するに自転車も含めてドライバー、運転者が、この箇所は危険だなという認識を促す予防策、それから危険の予知を感じさせる予防策ですね。これ、実は私、ある場所に行って携帯に写メを、写真を撮っているんですが、線を引くだけ、これまでどおりの白線を復旧させて意識を促そう、そうでない、新たに白線を引こう。これでは、要するに加害者側は安全な意識、ここは線が引かれているからこの内側だったら安全だ。しかし、あ、被害者側ですね、被害者側は安全だという意識が生まれても、加害者側からすると、いつもの道路であって何ら変わっていないという認識になります。そうでない。例えば平面に描いた絵図でも、通っているとブロックに見える。要するに線なんです。ただ、カラーを変えて構図を変えるとブロックに見える。そういったものをちょっと持っておりますので、ぜひとも担当部局において、そういったことも参考にさせていただきたいと思っております。

これで私の多岐にわたる質問を終えるわけですが、実はこういった質問というのは、最近の全国的な、被害を受けられたり要するに問題視されたり、これから起こり得ることを予知している内容であります。ぜひとも、こういった施策の取り組みというのは、私は本来の地道な自治施策であろうと思います。ぜひとも今後の葛城市の安全に、住んでよかった、住みやすくいい、これからも住みたい、そういった市民感情をつくっていく上で、こういった5つのご質問を今回させていただきましたが、要するに一般的によく言う、備えあれば憂いなしと言われます。起こってから批判を受け、そこから後手でやる施策の展開よりも、やはりどこにでも起きている危機、どこにでもある、よく使われる、予想以上とか予測以上とか言われますが、もうそういった言葉は過去の言葉になりつつあります。今起こっている現象が葛城市に起きないとも限りません。ましてや今後の葛城市の発展のために、1つの私のこういった質問が参考になれば幸せだと思っております。

本日はありがとうございました。

**西川議長** これで、溝口幸夫君の発言を終結いたします。

次に、4番、春木孝祐君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、春木孝祐君。

**春木議員** 日本共産党の春木孝祐でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

本日は2つの問題について質問をさせていただきます。最初に、宿日直業務の委託についてでございます。次に、学校給食における地産地消の推進について質問をさせていただきます。具体的には質問席で行います。

**西川議長** 春木君。

**春木議員** まず、現在職員によって行われております宿日直業務の委託の問題でございます。

昨年、ちょうど今の9月議会の一般質問におきまして、新市建設計画を始めとする諸課題の遂行体制の強化についてという質問の中で、職員の宿日直業務の廃止ということを質問させていただきました。担当部長より、市民の問い合わせや手続の利便性を高めるために講じてきた方法だが、近隣市町村でも業務委託をしている自治体が数多くあり、本市ではどのような形がよいのか、よりよい方法を検討してまいりたい、そういう答弁を得ております。本年度予算に計上されると大いに期待をしておりましたが、残念ながら計上がされておられません。どのような経緯をたどっているのか、まず、ご説明をいただきたいと思っております。

**西川議長** 田中企画部長。

**田中企画部長** 企画部長の田中でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいまの春木議員のご質問でございます。

現在の宿日直業務につきましての現状でございますが、昨年度と同様に宿日直業務を続けおるのが現状でございます。この業務につきましては、昨年度当初から包括業務委託の1つといたしまして予定をしておりましたが、議会から市民の利便性、経費削減の明確化、委託業者の選定方法、守秘義務、契約期間など多くのご意見を賜りまして、今後も検討を重ねていくことになった経緯がございます。これ以降も、時代の流れからアウトソーシングに移行する道への検討は続けておまして、何とか現在の問題点を解消できる方策を検討し、市民に理解を得やすい形に持っていきたい、また、職員の本来の業務を中断することなく各自の仕事に邁進するため、この宿日直業務を軽減したいと考えております。

また、予算編成時におきましては、2つある庁舎の宿日直を一度になくして委託する方法は、やはりサービスの低下を招き、市民への理解が得られないと判断いたしまして、まずは當麻庁舎の宿日直業務を委託するべく見積書を徴しましたが、当時の包括委託業務費用は低価格の費用で計上ができましたが、今回、単独の委託になってきますと更に高額な委託費用となりまして、現在の宿日直手当の総額との比較や財政状況を勘案しました結果、更に検討を要すると判断をいたしました。

以上でございます。

**西川議長** 春木君。

**春木議員** 予算に計上されなかったという経緯の中で、当初予定されておった委託費用よりも、かなり多くの委託費用がかかるということで断念されたということではありますが、具体的に内部でどういった方法がいいのかご検討なさったということでございますので、詳しくご説明願いたいと思っております。

**西川議長** 企画部長。

**田中企画部長** ただいまのご質問でございます。やはり一番の問題は、死亡におけます埋火葬の許可証が職員でしか処理できないという法的な壁がございます。また、本市では火葬場を持っておりますので、届け出と同時に火葬場の使用許可の方を行います。これにつきましては届け出順となっております、電話などでの予約はできないシステムとなっております。もし委託可能となれば、検討中の案としましては、時間外に来られた場合、死亡届書の受領は行い、火葬場使用許可の受付票を渡し、再度執務時間中に来庁願いまして、埋火葬の許可証と火葬場使用許可証を渡すと、このような案を検討しております。ただし、このような案につきましても、市民の方が再度執務時間中に来庁いただくことになりまして、今までに比べサービスの低下を招くこととなります。先ほど議員がおっしゃられましたように、近隣市町村を見回しましても、現実、宿直業務を委託している団体もありますことから、その対応方法や問題点の解消方法などを更に調査するとともに、適切な対応を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

**西川議長** 春木君。

**春木議員** 確かに住民サービスの若干のサービス低下ということは、ある意味否めないところではあると思うんですけども、しかしながら、職員の軽減負担という点では、やはり問題のない方法を何とか考えていただいて、実施していく方向で検討願いたいというふうに思うわけですが、職員の負担という観点から、とりあえず何か実施できるような施策というものはないのでしょうか。ご検討しておられたらご説明願いたいと思います。

**西川議長** 企画部長。

**田中企画部長** ただいまのご質問でございます。宿日直業務の方を委託しますと、やはり多大な委託費用が発生をいたします。現在の職員が宿日直をするときにかかります手当や職務免除によりますコストを比較いたしましても、差は歴然としております。しかし、議員がご指摘の職員の負担軽減のための方策といたしまして、宿直者の勤務明けの職務免除時間を延長しまして、午前中を職務免除時間とする案でございます。現在、遠方から参っております職員もふえておりまして、また、それに係る通勤時間もかかっておりますので、これによりまして職員は帰宅後一旦ゆっくり食事や休息をとることができまして、また当日の勤務の準備に時間を充てることができるようになります。しかし、この案にいたしましても、その間の業務のしわ寄せがほかの職員にかかってくることや、超過勤務の増加にもつながってまいります。いずれにいたしましても、これらの問題をクリアするには更に検討の期間が必要でございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

**西川議長** 春木君。

**春木議員** 今、部長の方からご答弁をいただきました。この問題は、元来理事者側から、むしろ積極的に外部に委託していくべき業務として提案されたものでありますが、今るご説明もあつたように、市民サービスの問題や法的な根拠から、委託はなかなか困難だと、しばらく検討していこうということで、今、検討中ということでございます。差し当たって部長の方では、職員の負担軽減のために、宿直明けには一定の休憩時間といいますか、次の勤務までの時間を今以上に延長して対応していきたい、こういう案を持っておられるということでございま

す。

しかし、根本的には、当初、最初の答弁にありました、やっぱりコストの問題ということが大きいのしかかっているのではないかというふうに推察するわけではありますが、しかし、コストという問題点も、職員がこの業務をやるということによって、職員自身の健康問題も含め、さまざまな負担がかかってくるということ、あるいはそれ自身やっぱり一定のコストはかかっているわけですから、コスト比較において、若干民間に委託する場合はかかるとしても、市全体の行政能力から見て、大いに職員の力を発揮していただくという点では、やはりぜひ積極的に委託が実現できる方向で検討していただきたい、このように思うんですが、市長のお考えをぜひお聞きしたいと思います。

**西川議長** 市長。

**山下市長** 春木議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

宿日直業務につきましては、昨年度の予算の折にいろいろと議論させていただきました。包括業務委託の一環として提案提出させていただいたところでございますけれども、こちらの説明不足のところもあったかもしれませんが、十分なご理解を得られず、従来の方法をとらせていただいているということでございます。先ほどから部長が申しております、1つはコストの問題、もう一つは法的な問題、埋火葬許可というところの問題ですね。その部分をいかにクリアしていくのかということが課題になってくると思います。春木議員からご指摘をいただき、また、この質問に当たっても再三、幹部でこのことにつきましても打ち合わせをさせていただいておりますけれども、皆さんからご理解いただける方策を探しながら検討していき、職員の負担軽減等も含めて前向きに検討していきたいというふうに思っております。

**西川議長** 春木君。

**春木議員** 少し一般的なご答弁であったと思うんですけれども、問題は、法的な根拠はぜひクリアしなきゃいけない。これは当初から、提案される中の大きな問題点として議会等々の議論の中で浮かび上がってきている。今、その問題の解消について内部でも検討され、一旦は、具体的に申し上げれば、要はご不幸があった場合、告別式、葬式等々の儀式をやっていく上で、やはり埋葬許可をいただくということは避けて通れない問題でございます。その問題は、若干サービス低下にはなるけれども、一旦仮受け付けをして、そして夜の場合でしたら翌日の勤務時間に再度来ていただくということによって、手違いが起これなければですけども、予定どおり実施をしていただくことができるということで、若干のサービス低下にはなるんですけれども、そういう形ではクリアできるんじゃないかというお話でございました。

ただ、問題はコストの問題ですね。これをやっぱりどう考えるかということに、私は尽きると思うんですね。だから、普通民間に委託すると言えば、安くなるからということがお決まりの理由になるわけです。けれども、一面その業務だけをとれば、若干のコスト、その若干が問題なわけですけども、どれぐらいのコストをかけてもいいんかと、こういう判断はやっぱりトップでないとなかなかクリアしていけない問題だろうと思うんですね。そういう価値判断というのは非常に重要でございますから、幾らとは申しませんが、ぜひ具体的に、

そういう法的な問題をクリアしていく上で、今検討していただいた方法で問題が起こらなければ、ぜひ私は実現する方向でご検討いただきたいというふうに、再度市長のお考えをお聞きしたいと思うんです。コストの問題に、私はどう判断するかということに尽きると思うんですね。職員の時間をとれば、やっぱり今までの職員の削減によってアルバイトをふやすとかさまざまな問題、別な意味で起こってきているというのも現状でございますから、この問題はやっぱりぜひとも実現の方向で、再度ご答弁をお願いしたいと、こういうふうに思うわけです。

**西川議長** 市長。

**山下市長** 私の答弁というのは、先ほどとさほど変わらない答弁になろうかと思えます。コストの問題また埋火葬許可というハードルの問題、また、各大字で葬儀に死亡届を提出してこられたときの対応の問題等考えながら、また、職員の負担軽減というところも含めて、先ほども言いました、前向きに検討して答えを出していきたいというふうに思っております。

**西川議長** 春木君。

**春木議員** では、私の希望としては、ぜひ、今、市民判定会なんかも行われていることですので、市民のご意見も伺う、そういったことも含めて、ぜひご検討をお願いします。

それでは、次の問題に移らせていただきます。

学校給食にかかわる話でございますが、皆さんご承知のように、新庄と當麻と両方にあります給食センターを、合併特例債が使える間に一つにして建て直そうということが、今、始まろうとしているわけでございます。それはいろんな、具体的には総務文教常任委員会の方に付託をされて調査案件としてやっていくわけですけれども、どういう方式にしましても、学校給食の食材の調達において、地産地消いわゆる葛城市産のものを積極的に使っていくということは非常に重要な問題であると私は考えているんですけれども、日本の国全体の流れとしては、2005年に食育基本法、そしてそれに基づく食育基本計画ということが既に策定されております。本市におきましては、食育教育をどのように進めてきておられるかという現状、その中での学校給食の位置づけ、このことについてまずお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

**西川議長** 中嶋教育部長。

**中嶋教育部長** ただいまの春木議員のご質問でございます。食育に関することでございますけれども、まず、本市における食育教育の現状につきまして、学校における最近の取り組みをもとにご説明申し上げます。

6月が食育月間と位置づけられておりますが、特に次のような取り組みがなされております。1つ目といたしまして、子どもたちが栽培した野菜を収穫、調理して、全員で楽しく食べる活動、これは幼稚園で行っております。

2つ目といたしまして、朝食、夕食の実態調査とその結果に基づく保護者への改善指導、これも幼稚園で行っております。

食育絵本や紙芝居を活用しての食への興味、関心の喚起ということで、これも幼稚園で行っております。

4つ目といたしまして、お勧めレシピの募集、これも幼稚園で行っております。

次に、栄養士、養護教諭による食育指導の時間の設定、これは小学校で行っております。

次に、紙芝居を用いての朝食の働きや自分でつくる朝食メニューの紹介、これは小学校でございます。

7番目といたしまして、給食時の放送を通じての献立や栄養価の紹介、小学校で行っております。

8番目といたしまして、生徒会の委員会活動として朝食アンケートの実施、結果の紹介、これは中学校で行っております。

9番目といたしまして、食育委員会で食の大切さを全校児童生徒に訴える標語の作成を行っております。これは小学校、中学校でございます。

10番目といたしまして、保護者向けの食育だよりのたぐいの発行、これは幼稚園、小中学校で行っております。

これらの取り組みは、食育月間にちなんで特に強調されて行われたものもありますが、年間を通じて各校・園の食育推進計画に基づき、継続的、計画的に実施されております。また、毎月19日の食育の日にも、各園・校でさまざまな取り組みが展開されております。

次に、学校給食の位置づけについて申し上げます。ご承知のとおり、最近では朝食を食べずに登校する子ども、バランスを欠く食事を1人でとる子どもなど、食生活の面でさまざまな課題がございます。それらは本来、家庭生活でしっかりと進めていただくべきものではありませんが、現実には学校生活の中でそれらを補い、進める必要があります。したがって、学校給食は食育を推進する上で極めて重要な機会であり、命を食べさせてもらうことの感謝、食材の生産者や調理をしてくださる方への感謝、バランスのとれた食事を楽しく、しかも一定のマナーを守りながら、できるだけ残さず食べるといったことを指導する点で、またとない機会であると考えております。幸い、本市では安心して安全な給食が常に提供されておりますので、今後も給食の機会を十分活かしつつ、食育を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

**西川議長** 春木君。

**春木議員** ただいま、部長よりご答弁をいただきました。その中で、各学校あるいは各幼稚園で食育推進計画というものを立てられて、それに基づいてやっておられるわけですが、ご紹介のありましたように、子どもたちや保護者の方と一緒に、さまざまな多彩な取り組みがなされていることがよくわかりました。その中でまた、学校給食というのは非常に極めてよい食育を進めていく機会であり、今後も十分活かして推進していきたいというご答弁でございました。

給食がそういう教材として役に立つためには、やはり何よりも子どもたちがおいしく食べれる、そして安全である、そういった給食。そしてまた、つくられた方々の顔が子どもたちに見え、そして地域から深い愛情でもってそういう給食が提供されているんだ、そういう気持ちが自然に生まれてくる、こういうことが非常に大事ではなかろうかと思うわけでありま

す。そういった意味でも、この学校給食において地産地消を推進していくというのは大事だと、冒頭にも申しましたけど、そう思っているわけです。現状についてどれぐらいの状況になっているのかということ、平成23年度実績でご紹介いただければと思います。よろしくお願いします。

**西川議長** 教育部長。

**中嶋教育部長** ただいまのご質問でございますけれども、学校給食用の食材、主に野菜でございますけれども、の購入に関しましては、市の指名願を提出して学校給食物資納入業者登録申請を行っている業者に、見積もり合わせにより決定しております。地場産の野菜につきましては、価格に大きな差異がなければ優先的に購入し、できるだけ使用したいと考えております。しかしながら、現在、両給食センターでは合わせて3,900食を調理しており、献立に応じ大量の野菜を必要とする状況にあることから、年間を通して数量が不足することが考えられ、大きさや品質等、安定した野菜の供給が困難であるのが現状でございます。さらに、学校給食センターでは市内幼・小中学校に配食を行うため、決まった時間内に大量調理が必要になります。そのため、野菜の裁断、皮むきは機械で行っており、大きさや品質に不ぞろいがあると下処理の段階で非常に時間がかかり、各学校等への給食の搬入時間がおくれることがあり、使用の難しさが生じております。現在の状況は、上記の市内業者よりその時期の野菜で規格の合うものを購入しておりますが、ほとんどが市場で購入して納入された野菜等となっております。

なお、平成23年度における地場産使用野菜は、主に葉ネギ、タマネギ、大根、モヤシ、ジャガイモのたぐいで、使用割合は新庄学校給食センターで9.5%、當麻学校給食センターでは12.1%となっております。そのほか、市内産としまして鶏卵は市内養鶏場から購入しております。県内産としましては、米は学校給食会を通じてヒノヒカリを購入しており、カキ、イチゴも県内産となっております。

以上でございます。

**西川議長** 春木君。

**春木議員** 今ご答弁いただきました中で、葛城市内でつくられた野菜というのが新庄の方で9.5%、當麻の方で12.1%というふうになっているということでありまして。若干違うようではありますが、私がいただきました資料を見ますと、當麻の方の道の駅の直売所からの入手ということが、若干影響しているんじゃないかというふうに推測をしております。また、答弁にもありましたように、両センターとも鶏卵は全て市内産を使用している。また、米は県内産のヒノヒカリ、これは県の給食協会の方から一括購入されているものでございますが、そういうものを含めて広く、市内産ではありませんが、県産といった意味で地場産というふうに言いますと、重量ベースで47.57%、購入金額をもとにしますと52.45%、これは両センター合わせた現在、平成23年度の実績でございます。さらに、それ以外にも県産の野菜を購入する努力をなさっているということでございますから、もう少し詳しく計算すればパーセンテージが若干上がる、こういうことになろうかと思っております。こういった、今まで給食センターを始め納入されている業者さんあるいは生産者などなど、関係されているさまざまな方がご努力さ

れて今日の実績に到達したんじゃないか、こんなふう思ったわけでございます。

更にこの市内産の野菜等を使っていく、そういう利用率を上げていくために考え得る方策はあるのかどうかということ、この一般質問の前に若干行政の方をお願いを申しまして、若干内部で協議をしていただいておりますので、ご報告をお願いしたいと思います。

**西川議長** 教育部長。

**中嶋教育部長** ただいまの地産地消に関するご質問でございますけれども、現状では地元産の利用を困難にしている要因といたしまして、食材の量や品目数を含めた品ぞろえと規格及び価格の問題があると思われれます。また、大きな課題として、野菜類の夏場の供給確保と年間を通じた安定供給の問題があります。これらの問題への対応として、学校給食の地元産食材として使用することが可能であると思われる野菜等があれば、今後、試験栽培を行うなど栽培技術の向上に期待したいと考えております。地産地消につきましては、このようなことを含め、地元で生産されている産物の調査や消費動向を調査し、生産農家、地元の農協と市の農政部局と連携して、地産地消ネットワークを構築していくことが必要であると考えております。また、地産地消の核となる市内農産物直売所等の施設整備を図ることで、将来的には直売所等を拠点として葛城市全体で一体的な推進を図ることにより、安定的な地元産食材の確保を図ることができるものと思われれます。新しい学校給食センター建設を機に、地元産の食材の使用を更に進めるよう、関係機関や関係者と連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**西川議長** 春木君。

**春木議員** どうも中嶋教育部長、ご答弁ありがとうございます。今、地元産を使うに当たってさまざまな困難があると。そういった要因の解決には、農政部局と連携して地産地消ネットワーク、そういうものを構築すること、そしてまた、市内農産物直売所等の施設整備が必要ではないかという見解を示されたわけであります。農政商工担当部長のご見解をお願いしたいと思います。

**西川議長** 吉川産業観光部長。

**吉川産業観光部長** ただいま、春木議員のご質問にお答えをさせていただきます。農政からの地産地消の推進についてでございます。

現状におきましては、学校給食には、少ないながらも市内の農家団体が青ネギやジャガイモを納品しております。学校給食に供給することは、おいしくて安全な食材を安定的に、そして決まった時期に決まった量の納品が必要でございます。多品目の地場産品を安定的に納品というのは難しいことではあります。今後、地場産品の供給の拡大を図っていく中で、先ほど教育部長が言われたように、生産農家、行政、農協等が連携した地産地消ネットワークづくりが必要であり、今後、学校給食での地場農産物の使用割合を高めてもらうためにも、学校給食のニーズにこたえられるように、品質、規格はもとより、地場農産物の量、種類、出荷時期を広げていけるよう、生産振興を図っていきたく思っております。

地産地消は生産者と消費者の距離が近く、鮮度の高いものが入手できることや、地域の伝

統的食文化の維持と継承、地域経済の活性化や、農産物の輸送に係るエネルギー削減による環境保全など多くの効果が期待されます。また、少量多品目の農産物を生産する兼業農家や定年帰農農家また専業農家にあっても、農産物直売所等を活用することにより、流通コストの軽減や新たな収入源になるのがメリットでございます。基本になります仕組みづくりにつきましては、平成21年度に消費者や農業者により設立いたしました葛城市農政活性化推進協議会がでございます。その中に地産地消推進委員会、アグリビジネス推進女性委員会がでございます。この方々が設立以降、地産地消の情報提供やPRや地域の食文化継承の取り組みなどを行っていただいております。今後、葛城市の農政活性化推進協議会が中心となりまして、農業普及員と協力し合い、生産農家に指導を行いながら、学校給食のニーズに沿えるよう体制づくりの構築を考えていきたいと思っております。

また、今後、新しい道の駅におきましても、安全、安心、安定、多品目の農産物を集積する農産物直売所を開設するなど、学校給食における地場産品の推進について、どのような形態で納品できるか検討していくものでございます。

以上でございます。

**西川議長** 春木君。

**春木議員** 今、産業観光部長より、地産地消の推進は農業の活性化の見地からも重要であり、かねてから地産地消推進委員会あるいはアグリビジネス推進女性委員会がさまざまな取り組みをされているということでございます。また、教育部長が言われたように、ネットワークを構築するということは必要であり、学校給食のニーズにこたえられるよう生産振興を図っていきたい、また、今後、新しい道の駅においても、農産物直売所を開設する中で、どのような形態で納品できるかを検討していきたいというご答弁でございました。

ここで1つ具体的に、この生産振興を図っていきたい、そういう作物について若干お伺いをしたいと思います。現在給食センターでは、食用油として栄養価値の高いライスオイル、米油というんですか、そういうものをご使用されております。一方、葛城菜の花プロジェクト、今はほかの事業とも一緒になってNPO法人エコ葛城市民ネットワークという組織の1つになっているわけですがけれども、昨年、菜の花ですね、菜種です。ななしきぶという国産品種で、非常に、昔、少し体に害があると言われていたものをつくらないといひますか、そういうもののない菜種がつかれる品種になるわけですがけれども、それを実際に5反ぐらい作付をされまして、手作業で菜種を収穫をし、そして業者委託で油を搾られたわけですがけれども、量的には70リッターそこそこでございますが、そういうものを実際に搾油されておられます。今は、余談になりますけれども、さらにドレッシングなど商品価値を高めるような研究もされているわけですがけれども、非常に昔からつくられていた菜種でもありますし、裏作でも本作でもつくれるということは既に実証されているわけです。Aさんのお話では、「価格等が合えば、そういう市内産の菜種油をライスオイルのかわりに使っても、栄養学上は問題はないよ」、こういうお話でございましたので、ぜひ菜種栽培を、そういう栽培振興が可能かどうかお聞きをしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**西川議長** 産業観光部長。

**吉川産業観光部長** ただいまのご質問の菜種の作付の推進についてでございます。現在、葛城市の学校給食におきまして、米油を使用しているということを聞いております。これを、現在国が進めている生産振興におきまして、自給率向上のための戦略作物栽培拡大において、搾油を踏まえた菜種の栽培が推進されております。菜種油に切りかえることができるならば、地産地消の推進はもとより、耕作放棄地の解消の一手段にもなり得ると考えております。現在給食センターで使用されている米油の年間の使用量は4,000リットルでございます。菜種は1反で約150キログラムの収穫量と言われ、搾油すれば約25%になります。1反で約37キロの菜種油になります。これを現在給食センターで使用している量4,000リットルに換算いたしますと、約11ヘクタールの植えつけになります。植えつけ面積の問題ではなく、菜種の搾油となればコストもかかります。価格の問題も大きいと思われま。以上のことを踏まえまして、地産地消の菜種油の栽培に関して、今後十分な協議が必要だと考えております。

以上でございます。

**西川議長** 春木君。

**春木議員** どうも吉川部長、ありがとうございました。よりコストの面も含めてご検討いただくということでございます。これは一例として申し上げたわけですが、給食に現在使われている野菜等を、資料をいただいているので見ますと、ほとんど市内で栽培が可能と思われま。ぜひそういう生産ができるサポートというのをお願いしたいと思ひます。

最後に、教育長にお伺いをしたいと思ひます。学校給食の事業はあくまでも教育委員会の所管でございます。今、幾つかの議論の中で、これ以上に地産地消を推進していく、そういうことになりましたら、農政商工担当部局を始め実際に生産されている方、あるいは加工・流通業者等含めまして、もちろん保護者もそうでしょうけれども、そういうネットワークの構築がやっぱりどうしても必要だというふうに思うわけでございますが、問題がないのかどうか、教育長のご見解をお願いしたいと思ひます。

**西川議長** 教育長。

**大西教育長** 地産地消のネットワーク化ということでご質問いただいております。

先ほどから、教育部長また産業観光部長の方から答弁ございましたように、地産地消は消費者にとりまして鮮度の高いものを口にすることができる、あるいは生産者が身近なことによりまして食物に対する感謝、また、この地域でそういうことを通して生活することのありがたさ、さらには地域の経済の活性化等々非常にメリットが多いということは、皆さん共通認識される所じゃないかなというふうに思っております。これらのメリットを、私ども学校給食に少しでも活かしていきたいというのは、当然学校関係者のだれしもが思うところでございます。しかしながら、学校給食ということになりますと、これは安心でおいしい給食を提供するということが大前提ということになってまいります。そのためには、期間を通して、私ども給食センターが必要とする食材の数量、品目等々の安定確保ということが大きな課題ということになっておるというところでございます。このことにつきまして、センターの方、年間を通して苦勞する、苦心するということもございます。給食センターが、今後新しい建設を機に、この学校給食における地産地消を更に推進したいというふうに考えて

おるところでございます。食材の安定確保につきましては、なかなか教育委員会、私どもだけではまいりませんので、今後、これまで納入いただいております生産農家さらには農業団体、また、この地産地消に関心をお持ちの先生方も多くございますので、そういう人たちに連携を図るべく、また、行政一体となったネットワーク化、こういうものを図ってまいりたい、こういうことで考えております。今後、そういう関係者につきましては、連携を図るべく働きかけを進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

**西川議長** 春木君。

**春木議員** どうもご丁寧なご答弁ありがとうございました。冒頭にも申し上げましたように、給食センターの設立について、総務文教常任委員会で今後議論を深めていくわけでございます。私も現在委員の1人でございますが、地産地消がより積極的に推進できるような、そういう設備といいますか、さまざまな建設に当たって考慮ができるように、いろいろ勉強していきたいと、私自身そう思っているところでございます。

どうもありがとうございました。これで私の質問を終わらせていただきます。

**西川議長** これで、春木孝祐君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時42分

再 開 午後 1時30分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、川西茂一君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

13番、川西茂一君。

**川西議員** それでは、皆さんこんにちは。公明党の川西茂一でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

初めに、いじめ問題について質問をさせていただきます。なお、この質問は先ほど溝口議員さんもされております。できるだけ重複しないように質問をさせていただきます。各位にはご理解賜りますようお願いを申し上げます。次に、学校にミストシャワーの導入についてをお伺いいたします。最後に、新時代葛城クリエーション研究会についてお伺いしたいと思っております。

以上、3点の質問をさせていただきます。詳しいことは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

**西川議長** 川西君。

**川西議員** まず初めに、いじめ問題についてお伺いしたいと思っております。

滋賀県大津市で市立中学校の男子生徒が自殺した問題をきっかけに、全国各地で次々といじめの問題が明るみに出てきました。また、多くの報道がされるようになりました。いじめはどこにでもあるんだという認識のもとで、学校関係者、保護者また地域の方々が取り組むべき必要があると私は思います。

そこで、お伺いしたいと思っております。本市には小学校が5校、中学校が2校あります。

小学校の生徒数と教職員数、また中学校の生徒数と教職員数の人数は何名か、担当部長にお伺いいたします。

**西川議長** 中嶋教育部長。

**中嶋教育部長** 教育部長の中嶋でございます。

ただいまの川西議員のご質問にお答えいたします。

平成24年5月1日を基準とする学校基本調査に基づき、お答え申し上げます。小学校の児童数は2,175名、教員数は県費・市費を合わせまして135名、中学校の生徒数は1,053名、教員数は県費・市費合わせて75名でございます。

以上です。

**西川議長** 川西君。

**川西議員** 生徒数と教職員数を考えますと、どこまで生徒とかかわり合いが持てるのか、またコミュニケーションが図れるのかということが、非常に私は疑問に思います。特にこうなりますと、家庭教育が重要になると考えております。しかし、児童生徒は1日の中で、学校にいる時間、また先生とかかわる時間が一番長いです。特に中学生などこれから思春期に入るいじめというのは、非常にエスカレートがしやすいという状況がございます。

教師の最も重要な責務というのは、児童生徒の安全・安心、このことに配慮することではないのですか。学校で先生に言うとチクったと言われる、また、家で母にいじめのことを言うと心配をかける、いじめを受けている子どもというのは1人で悩んでおります。1人で悩まずに、まず相談するために、先日文科省が設置いたしました24時間いじめ相談ダイヤル、電話番号は0570-0-78310「ナヤミヲイオウ」というのがあるんですが、相談件数が今月に入り、通常の2倍のペースで増加しているというふうな報道がありました。こういう番号とかこういったことを児童生徒たちに知らせておりますか。教育長にお伺いいたします。

**西川議長** 大西教育長。

**大西教育長** ご質問いただきました24時間のいじめ相談ダイヤルの周知についてでございます。この相談ダイヤルにつきましては、文部科学省より案内があった場合はその都度、各学級で紹介し、必要に応じて利用することを児童生徒に呼びかけております。今回、大津の事件を受けた後、7月18日にも県教育委員会より「児童生徒のいじめ問題への取組みの徹底について」と題する通知文書があり、その中で、児童生徒及び保護者がいじめについて相談できる窓口を記載したプリント配布が指示されました。そこには議員ご指摘の文部科学省の相談窓口とともに、県教育委員会、県警察本部、児童相談所、法務局などが開設している相談窓口の連絡先が記載されておまして、市内全校で児童生徒及び保護者用に配布し、その周知を図ったところでございます。

**西川議長** 川西君。

**川西議員** もう1点教育長にお伺いいたしたいと思っております。岐阜県の可児市なんですけれども、9月30日にいじめ防止条例というのが発表されました。条例ではいじめの定義を、子どもが友人などから心理的また物理的な攻撃を受け、精神的な苦痛を感じる状態と明記されております。また、いじめは許されない行為だと子どもにも十分理解させることを、学校側だけではなく、

保護者にも義務づけております。また、市民にも見守りや声かけ、また、いじめを発見した場合の速やかな情報提供を求めています。また、必要な場合は市長が直接是正を求めることも盛り込まれております。市全体でいじめをなくしていこうという取り組みですが、教育長のご見解をお伺いしたいと思っております。

**西川議長** 教育長。

**大西教育長** 今回、岐阜県可児市のいじめ防止条例を制定されたことのご質問でございます。ご紹介の本条例に関する報道では、市や学校にいじめ防止と解決に向けた速やかな対策をとる責務を明記し、保護者の啓蒙を始め、いじめを見聞きした場合の情報提供を市民に求めるものであります。また、いじめ発生後は、専門委員が調査や解決に向けた権限を持つ第三者委員会の設置に努めていくことも定めておるといふふうに聞いております。いじめは重大な問題と認識し、その対応、克服に市を挙げて取り組むためのいじめ防止条例は、1つの方法であるといふふうに考えております。

しかしながら、本市におきましては、現在配置しておるスクールカウンセラー、さらには巡回臨床心理士、また教育相談室による相談体制とともに、学校においては保護者との連携をより一層強化することを通して、いじめ問題を始め、子どもたちの日々の生活の中にあるさまざまな問題に対応してまいります。と同時に、何よりも子どもたちを取り巻く保護者、学校関係者が積極的に子どもたちの日々の姿を見詰め、その変化をとらえることこそ、子どもたちがいじめのない充実した毎日を送る礎であると考えているところから、1人でも多くの方に子どもたちを見守る強い意識、関心を持っていただくよう、学校と一緒にあって取り組みを強めてまいります。

以上でございます。

**西川議長** 川西君。

**川西議員** ちょっと質問が前後して申しわけございませんが、もう1点教育長にお伺いしたいと思っております。これは三重県の伊賀市教育委員会なんですけれども、市立の小学校、中学校に9月から、民間から委嘱したいじめ問題相談員を非常勤で、各学校の校長の推薦で3名から5名ずつ配置すると発表されておりました。この点を本市も考えるべきだと思うんですけれども、教育長のお考えをお伺いしたいと思っております。

**西川議長** 教育長。

**大西教育長** ご質問のいじめ問題相談員の配置ということでございます。これも聞きますと、地域の子どもたちのいろんな生活の中で日ごろから関係してある、いろんな社会教育、社会スポーツ関係の方、そういう方に相談員としてお願いするというふうな情報でございますけれども、本市におきましては、先ほども言いました教育相談室、及び両中学校に配置しております臨床心理士資格を有するスクールカウンセラーまた巡回指導員、こういう方々を配置してございます。いずれも心理の専門家でございます。豊富な現場指導経験も持ち合わせておりますので、現時点、それらの専門家と学校、市教育委員会が互いに連携を密にしながら、協力しながら対応する方向で進めてまいりたいと、このように考えております。

**西川議長** 川西君。

**川西議員** 教育長、いろいろとご答弁いただきました。ありがとうございます。本市においては平成18年度よりアンケート調査も行っており、また、今のご答弁でありましたように、スクールカウンセラーですか、また巡回の臨床心理士、また教育相談室による相談体制等もとり、また、保護者との連携を通していじめをなくしていく努力をされているということはよく理解ができました。

言葉じりをとらえて発言するという事は申しわけないと思うんですが、いつも私、担当課長また部長、教育長に「葛城市の学校ではいじめはありませんか」とお伺いすると、どなたも「ないとは言えない」というご返事が返ってきます。朝の溝口議員の質問の中でも、10件程度というお話をされておりました。私、思うんですけども、小さいいじめがエスカレートして、取り返しのつかない問題に発展しておりますのが現状です。また、このいじめの発見がまだまだ足りないと思うんですが、いじめかどうかにかかわらず、嫌な思いをしている子を救うという単純なスタンスで動けば、いじめのサインを見逃すということが少ないのではないかと、このように考えます。文科省は9月5日にいじめ問題に対する新施策等を発表いたしました。いじめについては決して許されないこととした上で、受け身の対応を変更し、被害者や保護者また学校を支援する組織を全国200地域に設置し、いじめ対策を強化するという発表がありました。犠牲者が出たらだれが責任をとるのですか。これはだれも責任をとることができないと思います。今こそいじめを撲滅するチャンスです。また、学校、家庭、地域で子どもたちに、いじめをすることは絶対に間違っている、また犯罪行為なんだということを教えていくべきであると思っております。葛城市の学校ではいじめはありませんと言える学校をつくるべきではありませんか。いじめゼロの学校を私は目指すべきであると思っております。市長のご見解をお伺いします。

**西川議長** 市長。

**山下市長** ただいまの川西議員の質問にお答えをさせていただきます。

いじめの問題、これは許されざる問題でございますし、やはり人の人権をじゅうりんする重大な問題であるというふうに私も思います。しっかりと教育委員会と協力をしながら、この問題に取り組むべきであろうというふうに思っております。

先ほどから、平成18年からアンケート調査をとっておるというお話がございますけれども、ちょうど私も議員のときに、このアンケート調査をとってくれと言って要望したものでございまして、それからずっと続けてアンケート調査がとられているんだということで、これは1つのきっかけをつくらせていただいたというふうに思っておりますけれども、それだけではなく、いじめが起こる背景にはさまざまな要因があるかと思っております。子どもたちの今、発達障害の問題であったりとか、また、そういう子どもさんを抱える親御さんの悩みを受けとめる、相談をする場所、また、子どもたちがいじめられたときにすぐ駆け込めるような場所、相談できる人、そういうものを総体的にというか全体的に包含をして、相談ができる場所づくりというものが大事なんだろうなというふうに思います。これから葛城市の進むべき方向としては、今、臨床心理士がいてくださったり、スクールカウンセラーがいてくださったりしておりますけれども、やはり拠点としての、いじめを始めお母さん方も相談ができる

場所、また子ども・若者育成支援、そういう子どもたちも行く、また親御さんらも行けるような場所づくりを考えていかねばならないだろうというふうに思っております。青少年センターというのは葛城市にはございませんけれども、そういう機能も兼ね備えた、子ども、若者等も含めた支援センターの設立に向けて、葛城市も大きくかじを切っていこうというふうに思っておりますし、今、臨床心理士は非常勤で来ていただいておりますけれども、この方たちの活躍していただく場がもしふえるのであれば、その方たちの常勤ということも含めて考えていかねばならないというふうにも思っております。これは教育委員会だけとか単独の部署でとらえられるような問題ではなく、葛城市、行政が大きなセーフティーネットをつかって、そこで住民の皆さん方の悩みの相談を受けれるような体制づくりをしていくべきであろうというふうに思っております。また川西議員からもいろんな提言がございましたら受けさせていただきます、よりよいものをつくっていけるように努力をしてみたいというふうに思っております。

**西川議長** 川西君。

**川西議員** 市長からもご答弁をいただきました。ぜひひとつこれをなくすように努力をしていただきたい、このように思います。

これは平成18年11月17日付なんですけれども、県の教育委員長から緊急アピールというのが出されております。「子どもたちへ～いじめから尊い命を守るために～」という題で書かれております。5項目あるんですけれども、私はぜひこれ、子どもたちにも生徒たちにも伝えていただきたいという思いで、少し読ませていただきます。

「あなたたちの尊い命を守るために、私は強く訴えます」、1番目として、「あなたたちは、どんなことがあっても自ら命を絶ってはいけません。あなたの今の苦しみは、『死んでしまいたい』と思えるほど深刻なのかもしれません。でも、どうか一人で悩みを抱え込まないで、誰かに思いを伝えてください。そして、笑顔で今を振り返ることのできる日が必ずやって来ると信じて、かけがえのない命を精一杯生きてください」。

2番目として、「あなたたちは、人の嫌がることをしたり、言ったりしてはいけません。いじめられる人にも原因があるという考え方は間違っています。どんな理由があっても、いじめは絶対に許されるものではありません。何気なく発した言葉が人を傷つけてしまうこともあります。言葉の重みを分かってください。今、あなたの瞳は輝いていますか。鏡に映る自分の顔から目をそらさず、なぜ、いじめてしまうのか、もう一度、問い直してみてください」。

3番目として、「あなたたちは、自分の周りにいじめがあるのに、黙ってはいけません。自分もいじめられるのではという不安を感じたことはありませんか。いじめを黙っているあなたもつらいのでしょうか。でも今、みんなで心をつなげて、いじめと立ち向かう勇気が必要なのです。まず、勇気をもって、周りの人に話しましょう」。

4番目として、「あなたたちは、悩みを一人で抱え込んではいけません。人間はもともと強い生き物ではありません。だから人は支え合い、助け合って生きるのです。悩みを打ち明けることは決して恥ずかしいことではありません。親でもいい、友達でもいい、先生でもいい

い、必ず誰かがあなたの気持ちに寄り添って相談にのってくれます。あなたたちは、決して一人ではありません。どうか周りの人を信じてください」。

最後に、「あなたたちは、夢をもち、前向きに生きなければなりません。あなたたちそれぞれが真剣にいじめと向き合い、苦しみを乗り越え、素晴らしい人生に向かって力強く歩んでくれることを心から願っています」という県教育委員長からの緊急のアピールでございます。どうかひとつ児童生徒の方に、この県教育長の思いを何らかの機会でお伝えしていただきたいことをお願い申し上げます。

では、次の質問に移ります。次に、学校にミストシャワーの導入についてお伺いいたします。

6月の本会議でも要望いたしました。災害時の避難所の環境整備、また児童生徒の熱中症予防、また学習環境の向上のために設置する必要があると思ひ、要望いたしております。既にこの夏、埼玉県越谷市は6月中旬に、また、神奈川県秦野市また静岡県沼津市でも既に設置をされております。設置場所としまして、昇降口やグラウンドの出入り口また渡り廊下、砂場等に設置をされております。児童生徒からは、涼しくて心地よいと大変好評のようです。また、熱中症予防にも効果があると思ひます。また、最近のテレビでやっていたんですけれども、直径10ミクロン以下のノズルで噴射するという事で、髪もぬれない霧をつくることのできるそうです。室温も外気より10%余り下がり、エアコンに比べると経費も10分の1で済むということでありました。また、加湿器の役目を果たすことができ、またこのインフルエンザの予防にもつながると思ひます。どうかひとつ、ぜひ前向きにご検討いただきたいと考えております。教育長のご見解をお伺いいたします。

**西川議長** 大西教育長。

**大西教育長** ミストシャワーのことについてご質問いただきました。お答えさせていただきます。

児童生徒の熱中症の予防、学習環境の向上のため、平成23年度に全普通教室に壁かけの扇風機を2台設置し、各教室に風が通るようにいたしました。学校からは、設置以前に比べ学習環境が改善されたとの声が寄せられており、教室の暑さ対策といたしましては、一定効果が上がったものというふうに私どもは受けとめております。

お尋ねのミストシャワーの件でございます。水道水を利用し、水圧により霧状に噴射させ、その気化熱で周囲の温度を下げる効果があると言われております。最近では、熱中症対策の一環として学校に設置される例もあると聞いております。ご質問にありますこのことにつきましては、これまでも川西議員より学校施設改善の一方法としてお話を伺っております。私どもとしましては、その後、既に設置されました教育委員会やあるいはミストシャワー設置業者に問い合わせも行い、効果の程度や設置費用及びランニングコスト等について情報を得てまいりました。いずれにいたしましても、ミストシャワーにつきましては、ご質問の中にもございましたように、体育授業や屋外活動の際の日中の気温上昇や放課後の児童生徒の運動場での活動を考えますと、設置場所を十分検討することにより、一定の効果が期待できるというふうに考えております。

なお、今度の日曜日に開催されます市民体育祭におきまして、ミストシャワーを設置した

テントを設営して、競技終了者また一般来場者に必要に応じてご利用いただき、ミストシャワーに関心を高めていただくとともに、その反応等を確かめながら、ミストシャワーの効果等について検討する機会を設けていきたいというふうに考えております。教育委員会としましては、今後、先進導入校を参考にしながら、学校関係者からも意見を聞き、更に研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

**西川議長** 川西君。

**川西議員** ぜひいろいろと研究をしていただき、前向きにご検討をお願いいたしたいと思います。特に時期的には夏に入る早めからやっていただきたいということを要望しておきます。

最後になります。市長にお伺いいたしたいと思います。

新たな住民サービスのモデルの構築を目指して、葛城市と民間企業9社が先日、新時代葛城クリエーション研究会というのを設立されたと新聞発表がありました。今後の市民サービスにとって大変重要なことであると思います。まだこれからいろいろと協議、研究されることと思いますが、現時点での内容等についてお伺いいたします。

**西川議長** 市長。

**山下市長** お答えを申し上げます。せんだって8月29日に研究会を発足させていただきました。新時代葛城クリエーション研究会と申し上げまして、総会の方が同日10時15分から開催させていただいたわけでございますけれども、葛城市を含めた10の団体、それに総務省の近畿総合通信局もオブザーバーとして参加をいただいて発足をさせていただきました。主な企業といたしましては、イオンリテールマーケティング、オムロンヘルスケア株式会社、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、シャープ株式会社、大日本印刷株式会社、凸版印刷株式会社、NTT西日本、NECそれと葛城市という形で、あと何社かありますけれども、そういう形で発足させていただいたわけでございます。

行政が抱えておる課題、問題というのはさまざまなことがございますけれども、例えば高齢化が進むにつれて、いわゆる買い物難民と言われる方々が存在いたします。その方たちにどのような形でサービスの提供をしていくのか、また、葛城市内には総合病院といった大きな病院がございません。診療所としての1次医療と、家庭でのゼロ次医療しかないわけでございます。これを2次医療、3次医療というより高次医療へどのような形で日々の健康管理と病気になったところをつなげていくのかというようなこと、また、昨年の災害で明らかになったように、災害時の住民への情報提供また日常での情報提供、サービスの提供、そういうものを一体的にできる方法はないのか、そのような課題をクリアしていく方法はないのかというようなところで考えあぐねておったんですけれども、シャープ等と相談をさせていただく中で、それに協力をしていただく企業を募り、公募をかけさせていただくことによって、参加企業を募ってその中で一緒に勉強会を発足させ、進めていこうということで、7月23日から30日までの1週間程度、募集をホームページ上でかけさせていただきましたところ、12社から応募があり、それを書類選考させていただき、採点基準を設けて採点した結果、先ほど申し上げました企業等9社が選抜をされ、ともに勉強会、研究会をしていこうという運び

となっております。これから約半年ぐらいをかけて問題の洗い出し、課題点を見つけていきながら、それを克服していくためにはどういうことが必要なのかということを研究していこう、持ち寄っていこう、また、今挙げましたのは企業ばかりでございますけれども、この中に学術的な見地から、大学の教授なり何なりという方をオブザーバーとして専門家に参加をしていただく中で、より高度に内容を充実させ、そしてそれが葛城市の中で使用していけるようなものがあるのであれば、国の方に申請をしながら、それを葛城市で実現すべく活動していく、そのための準備をこの研究会の中でしていこうということで、発足させていただいたということでございます。

**西川議長** 川西君。

**川西議員** ありがとうございます。市長からご答弁いただきました。今のこの葛城市クリエイション研究会の中には、市内の民間業者というのは現時点では1社となっておりますね。今後、地元の企業も大いに参加していただいて、市民のサービス向上に大いにご努力いただきますことにご期待申し上げます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**西川議長** これで、川西茂一君の発言を終結いたします。

2時15分まで休憩いたします。

休 憩 午後2時02分

再 開 午後2時15分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を行います。

次に、9番、阿古和彦君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、阿古和彦君。

**阿古議員** 議長の許可を得まして、私の一般質問をさせていただきます。

質問事項は2点です。1つ目が合併特例債延長法について、2つ目が旧町名表示の標識についてです。質問は質問席よりさせていただきます。

**西川議長** 阿古君。

**阿古議員** 本年6月20日に成立した合併特例債の発行期限を5年間延長する合併特例債延長法、正式名ではございませんが、通称合併特例債延長法が成立しております。葛城市はそれに該当する自治体となっておりますので、まず内容と、その延長法にのっとってどういう手続が必要になっていくのかということ、まずお聞かせ願いたいと存じます。

**西川議長** 河合総務部長。

**河合総務部長** 総務部長の河合でございます。よろしくお願いたします。

今、阿古議員からのご質問いただいた件につきまして答弁をさせていただきます。

合併特例債の発行期限の延長につきましては、今回の法律が成立いたします前に、東日本大震災の被災自治体における合併特例債の発行期限延長について、平成23年8月に議員立法により国会に提出されまして、第177回国会におきまして可決されております。東日本大震災の被災自治体におきましては、5年延長の合併後15年間に延長されたわけでございます。また、被災地を対象に延長する法案も可決され、8月の衆参総務委員会におきまして、被災

地以外の合併市町村にも類似の措置を講ずべきとの附帯決議の可決を見たわけでございます。このような経緯の中、東日本大震災による被災を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律について、平成23年11月1日に閣議決定がなされまして、同日付をもちまして第179回国会に提出されたところでございます。以後、継続案件として審議がなされまして、本年、第180回の国会において可決されました。東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律として、平成24年6月27日に公布されたところでございます。内容につきましては、合併した市町村が発行できる合併特例債の発行期間を延長する特例法改正案であり、東日本大震災の被災地は5年延長の合併後20年間、被災地以外は5年延長の15年間とするものでございます。

本議案が国会に提出されるまでの背景に至りましては、東日本大震災の発生後における合併市町村の実情にかんがみまして、被災自治体において甚大なる被害を目の前にし、復旧・復興事業に取り組むことが最優先の課題となり、従来予定をされておりました新市町村の一体性を醸成するための多くの事業は中止や延期に追い込まれ、また、被災地以外の合併自治体におきまして、震災による企業活動の打撃や物流の停滞等による資材調達のおくれ、業者の不足など事業の遅延に結びつく直接的な影響が及び、さらに、津波被害を目の当たりにし、防災の観点から事業の見直しを検討せざるを得ない事例が出てくる状況となりました。被災自治体や被災地以外の自治体から、合併特例債の発行可能期限の延長を求める声が多く上がりまして、合併特例債の発行可能期間の延長のための法改正を行うべき必要が生じたことによるものでございます。

合併後8年を迎えております本市につきましては、現在、合併特例債の活用は平成26年度までと位置づけられております。新市建設計画に基づく財政計画を作成しておるところでございまして、今回の法改正に伴いまして合併特例債の発行期間につきましては、5年の延長によりまして平成31年度まで発行が可能となったところでございます。旧の合併特例法での発行期間の平成26年度をもって間近に迫っておるわけでございまして、非常に合併特例債がふくそうしている中、いま一度事業の進捗状況、単年度に集中する財政負担等々を見直した中で、延長するのか否か、また、その年度も5年以内のいつまでとするか等々、議会の皆さんとも十分に協議・検討させていただきたいと考えておるところでございまして。

なお、延長となった場合の手続でございしますが、昨年12月議会での新市建設計画の変更時と同様でございまして、議会の議決を経なければならないこととなるとともに、添付資料としての財政計画につきましても、県と協議をいたしまして、議会の皆さんにもご説明を申し上げながら手続を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**西川議長** 阿古君。

**阿古議員** 東日本大震災からまだ1年半だというのに、だいぶ記憶が薄くなってきているというのは非常に私の中でも残念なんですけども、そのことにかんがみ、合併特例債というものの発行期限が、被災地については10年間の延長、被災地以外では5年間の延長、それは多分国の財政等にかんがみてもあるんだと思います。延長されたということが、まさに平成16年

10月に合併した葛城市に多大な、ある意味プラスの効果が出る可能性が非常に高い法律の改正案であったように感じます。ただ、法律の改正案が通ったからといって、その案に基づいて、法律に基づいて事務手続がされないと、それにのっとった申請ができないと対応してもらえないということですので、今確認したのはその部分でした。

それで、今回、合併特例債の5カ年の延長について、それを利用するか利用しないかということはまだ議論の対象にはなっていないように思います。ですから、まず、その考え方ですね、これを利用するんだというのか、いえいえ、もう当初から平成26年の10月までですか、ですから、起債としては平成27年の3月末までになるんですかね。そのどちらを選択する意思というか気持ちがあるのかということ、まず理事者に聞いておきたいと思います。

**西川議長** 市長。

**山下市長** 当然5年間の延長ということ、葛城市にとっても有利に考えていけるように、先ほど財政担当の部長も申しあげましたように、財務の負担等もいかに軽減をしていながら、葛城市の財政を健全化のままに持っていけるのかということも十分に勘案して考えていかなければならない。そのためには、5年間の延長という有利な条件をいただいておりますから、議会の皆さんとお諮りをしながら、延長する方向に考えてまいりたいというふうには思っております。

**西川議長** 阿古君。

**阿古議員** ここ数年、私の一般質問というのは、財政に非常に重きを置いた一般質問をさせていただきました。その中で、平成26年10月で切れてしまう合併特例債の利用については、非常に一時期にその事業が集約されてしまう。そのことについて葛城市の財政、今後の合併特例の恩恵が受けられなくなったときの財政について、非常に懸念を申し上げた記憶があります。ある意味、葛城市にはまだまだこれからやるべき事業があります。それが平成26年10月末というその期限を設けることによって、非常に負担を強いる可能性がある。それが分散できるというメリットが多にあると感じます。間違いなく、じゃ、そういう手続をとられるという理解の仕方です。再度それだけ確認します。

**西川議長** 市長。

**山下市長** 私どもとしては、今おっしゃってる全く同じ考え方でございますので、今のことにしましては、できるだけ延長して、分散してやっていけるようにということで考えております。

**西川議長** 阿古君。

**阿古議員** わかりました。それででしたら、事務手続上必要な議会への対応をとられるということではないかと思います。その中で、当然のことながら財政計画並びに、添付資料としての財政計画ですとかがまた見直されるという理解の仕方です。それで、申請としては平成27年3月末までですから、それまでの時間の余裕のある時期にされるということよろしいですか。

**西川議長** 市長。

**山下市長** この枠組みを、5年間の延長ということになりますと、当初10年間での目標を定めておりましたけれども、人口フレームの問題であるとか、もちろん財政計画もそうですけれども、

国の方に提出しております書類の中身を変更していかなければならない。10年間で見ておった人口動態、それも15年間という形で延長した形で、書類の中身を書きかえて提出していかなければならないということもございます。ある意味、そのシミュレーションなり何なりというのをを出していかなければならないということもございますので、すぐというわけではございませんけれども、平成27年3月までに、この期限に間に合うように提出をしていくという心構えでございます。

**西川議長** 阿古君。

**阿古議員** わかりました。新市建設計画等の見直し作業と並行し、さらに財政計画の新たな作成が始まるということですので、昨年も申し上げましたが、東日本大震災以降、国の財政並びに被災地域への財力投下等々、並びに今現在のヨーロッパを発信とする世界不況へ向かう可能性の高い経済状況であります。新たな財政計画、新市建設計画等の見直しをお願いして、1つ目の質問は終わりたいと思います。

では、2つ目の質問に参ります。

葛城市が平成16年10月に誕生して、ちょうど区切りの8年になります。その中で、葛城市が誕生したとき、2年か3年ぐらいたってからですかね、決算か予算委員会の席で二度ほど申し上げたことがあります。イベントなんかが行われるときに、市民体育祭ですとか文化祭ですとかが行われるたびに、テントに旧町名が、當麻町や新庄町というのが入っている。それはおかしいじゃないかという話を二度ほどさせていただきました。おかげさまで、翌々年には葛城市というシールを上に乗せていただきまして、やっと葛城市は一つになったんだという意識が市民の中でも芽生えてくるんだなとうれしく感じたことがありました。

それで、ずっと、いつも通勤のときに幹線道路を通ってきます。私の場合は山麓線を通して南阪奈道路を東へ向いて走ってきます。それで新庄庁舎に来ます。その中で、いつも信号の近くに道路標識があります。それを見て、いつになったら変わってくれるんやろなと思う日々がずっと続いていました。まだ旧町名でその道路標識はあるんです。合併というのは当然行政がやることですから、当然行政のシステムとして、事務手続、そういう新市名の変更というのはされるものだと思ってずっと来たんですけども、なかなか変わるような雰囲気がない。それで今回取り上げさせていただいたのが2つ目の案件です。

具体的に申し上げますと、山麓線に當麻町名が2つ、それと南阪奈道路の側道沿いに標識としては2つ、新庄町名が2つ、それと、それ以外の標識として1つ、それと24号線沿いの交差点に幾つかあると思います。それは多分葛城市が作成して処理すべき標識ではないのかもわかりませんが、行政としては、それは当然その変更手続をとられるべきものやと思います。それを考えますと、まだひょっとしたら葛城市には旧町名で残っている行政に関する表示があるのではないかと懸念しております。具体的に今現在、行政サイドで把握されております旧町名表示についてお聞かせ願いたいと存じます。

**西川議長** 田中企画部長。

**田中企画部長** 企画部長の田中でございます。

ただいまの阿古議員のご質問にお答えさせていただきます。

葛城市は平成16年10月に合併いたしました。ともに長い歴史や文化また豊かな風土をあわせ持つ新庄町と當麻町が新たに市として昇格をし、葛城市となりました。議員がお尋ねの旧町名につきましては、合併当時、できるだけ早く葛城市という名前に愛着と誇りを持っていただくよう、旧町名表示で表記されている公共施設や学校などに設置の銘板や看板などを、葛城市へと書きかえを行ってまいりました。また、先ほど議員がおっしゃいましたように、当時、旧両町の住民がともに集われる新たな体育祭やまた各種の催しに使用するテントに記載の旧町名を、新しい市の名前に書きかえを行っております。そのほか関係所管課に該当するものにつきましても、できるだけ早く名称変更の作業を進めてまいっております。しかし、合併して間もなく丸8年を迎える中、いまだに旧町名で残っているものがあるというのも事実でございます。例えば交通安全対策のための飛び出し注意などの啓発看板には、警察署と併記して旧町名の交通安全対策協議会名で設置をされております。しかし、これにつきましてはその数も非常に多くございまして、順次つけかえを行っておるものでございます。

議員がお尋ねの標識の件でございます。標識には規制標識、指示標識、警戒標識、案内標識の4種類がございます。ご指摘の標識は、地点の名称、方面、距離などを示して交通の便宜を図ろうとする案内標識をご指摘いただいていることと思います。市内では現在、所管課が把握しております旧町名の標識としまして、165号線と166号線に残っております。場所につきましては、葛城インターのおり口、山麓線から東に下ってきたところに2カ所の道路案内標識と1カ所の看板がございまして、ともに「新庄町街」という表示がされております。この道路案内標識につきましては、山麓線に近い県道166号線と165号線バイパス上り口の2カ所でございます。また、国道166号線の大和高田市東中南交差点から南に高田バイパスの交差する西側に、「新庄町東室」という案内標識が残っております。また、東室交差点の高田バイパスの西行き、弁之庄交差点へのおり口の手前に設置されておりました道路標識は、以前は「新庄町街」とあったものが「葛城市街」と修正をされております。以上につきましては、ともに葛城市誕生の際に事務処理上見落とされていたものでございまして、現在、国道事務所や県の土木事務所の方に要望しておりまして、近く改善をされる予定でございます。以上でございます。

**西川議長** 阿古君。

**阿古議員** 早速の対応どうもありがとうございます。道路標識の方は大体理解できましたので、それでは、市の設置した旧町名表示についてはどのような対応をしていただけるのか、また、いつごろまでにしていただけるのか、お聞かせ願いたいと存じます。

**西川議長** 企画部長。

**田中企画部長** ただいまのご質問でございます。市が設置しております看板類としましては、例えば飛び出し注意や駐車禁止といった交通安全対策の看板、また、「痴漢にご注意、見たら聞いたら110番」といった防犯対策看板で、これにつきましては旧町名の交通安全対策協議会名と警察署名が併記されたものがございます。タイプもさまざまございまして、平易な立て看板や電柱に巻くタイプのもの、また、道路敷にコアを抜いてポール上に設置したものなどがございます。議員がご指摘のように、いまだに旧町名で表記がされております。今後は各

課の方に再度点検させまして、葛城市名への書きかえやつけかえの方を行ってまいりたいと思いますが、市内にあります看板類は非常に多くございまして、ある程度の期間をいただきながら、なるべく費用をかけずに実施をさせていただきたいと考えております。

また、今後の調査方法の案でございますが、交通安全パトロールの際に通学路を主体に調査を行う、また、道路安全パトロール時の調査、また、福祉部門で各戸に訪問される際に調査をしていただくとか、また、水道の検針時の際の調査であったり、また、大字の区長さんからご協力いただきましてそういった連絡をいただくことなど、いろいろな方法が考えられると思います。いずれにいたしましても、市で設置可能な標識類は再度調査点検を行いまして、できるだけ早くに市名への書きかえやつけかえの方を行ってまいりたいと思います。また、国や県などの所管のものにつきましても、引き続き要望の方を行ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

**西川議長** 阿古君。

**阿古議員** ありがとうございます。本来、これはもう少し早い時期にやっていただくべきことやったように思います。それが8年後にそのような指摘をしないといけないということが、ちょっと残念かなという気もいたしております。いろんな多分標識等表示があるんやろうと思います。決してそれを新しいものにかえるというんじゃなくて、テントの上にシールを張ったように、シールを張ることでそういう表記が変わるのであれば、当面はそれでもいいのかなと思います。いち早くそういう旧町表記が葛城市という市民の1つの表現の中で設置されますことを再度要望して、的確に処理していただき、どうもありがとうございます。私の一般質問を終わりたいと存じます。

以上です。

**西川議長** これで、阿古和彦君の発言を終結いたします。

次に、18番、白石栄一君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

18番、白石栄一君。

**白石議員** 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は3件であります。第1は職員採用に係る諸問題について、第2は新道の駅建設事業について、第3は吸収源対策公園緑地事業についてであります。質問の詳細は一問一答方式で、質問席にて行わせていただきます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** それでは、質問席から一般質問させていただきます。時間に限りがございます。全ての質問事項が行えるかどうか自信がありません。ご答弁をご用意していただいた関係職員の皆さんには大変申しわけありませんけれども、ご了承いただきたい、このように思います。

さて、葛城市の合併後の職員採用は、基本的には集中改革プランの定員管理の適正化の方針に基づいて、毎年の定年や勸奨退職者等の事情により採用方針を定め、職員採用が行われてまいりましたが、この間の採用試験、とりわけ山下市長就任後の職員採用試験において、職種や受験資格等、採用人員等の方針が毎年変更されてきたことが、議員用の公文書開示請

求書により取り寄せた資料によってわかってまいりました。なぜこのような変更が必要だったのか、職種や年齢引き上げの変更の理由並びに昨年8月に示された人員集中投入期間などの職員採用の基本方針の概要とその変更理由について、改めて説明を求めるものであります。

**西川議長** 田中企画部長。

**田中企画部長** 企画部長の田中でございます。

白石議員のご質問にお答えいたします。

ただいまの職員採用試験の受験資格についてでございますが、ここ数年の試験の受験年齢につきましてご説明を申し上げます。職種は一般事務職についてでございますが、区分を通常は上級、中級、初級と分けておりまして、上級につきましては学校教育法による大学を卒業した者または見込みの者であり、また、中級は短期大学を卒業した者または見込みの者、初級は高等学校を卒業した者または見込みの者、もしくは高等学校卒業程度の学力を有する者との区分を設けております。

まず、平成19年の採用募集につきましては、上級職につきましては年齢を28歳までとし、中級は26歳、初級は24歳としておりました。平成20年の採用募集はございませんでした。

平成21年の採用募集につきましては、一般事務職については上級職の年齢を30歳までに引き上げ、中級職を28歳、初級職を26歳までに、また、建築技術職につきましては35歳までにそれぞれ引き上げを行いました。また、職種につきましては、一般事務職の中でも新卒者枠と社会人経験者枠を設けました。採用年齢を30歳に引き上げ、また社会人枠を設けました背景には、リーマンショックによります経済状況の悪化に伴い、派遣労働者等の雇いどめ、解雇、新卒者の内定取り消しなどにより、完全失業率が平成20年4月で3.9%でしたが、平成21年4月には5.0%に上昇するなど、雇用情勢が深刻な社会問題として取り上げられ、こうした方々の失業の対策の一助を担う形で行ったものであり、社会人経験者も含めて、すぐれた人物をより広く求めるためでございます。結果、年齢を上げることによりまして応募人数が増加し、優秀な人材確保の選択肢がふえましたが、残念ながら一般職採用人数の14人の中には29歳、30歳の該当者の方はおりませんでした。また、試験内容は同じでありまして、社会人枠を設けることで、社会人としてすぐれた人物、例えば集団討論や面接におけます成績優秀者等でございますが、こういった人物を採用しようにも、社会人枠が4人、新卒者枠10人という制限がございまして、採用ができなかったという反省がございました。これは次年度の課題ということで、次年度より撤廃となりました。

平成22年の採用募集につきましては、平成21年と同様に上級職の年齢は30歳、中級職は28歳、初級職は26歳でございました。また、職種につきましては、前年の反省から一般事務職の社会人経験者枠をなくし、この年はあわせて保育士を募集いたしました。

平成23年の採用募集につきましては、上級職の年齢を35歳までに引き上げ、中級職を33歳、初級職を31歳までにそれぞれ上げまして、一般事務職と建築技術職、土木技術職、保育士としまして、募集人員を合わせて24人といたしました。この大幅な募集人員の理由としましては、昨年の9月7日の全員協議会におきまして議員の皆様方にお示しをしております職員採用の基本方針に基づいたもので、新市建設計画の多くの事業の遂行のため、合併特例債の期

限が切れる平成26年度までを人員投入の集中期間として位置づけ、年齢幅を35歳までに引き上げることで採用者の年齢層の偏りをできるだけ少なくするとともに、豊富な知識や経験を活かせる人材を幅広く募集し、即戦力となる職員を確保することが目的でございました。

35歳の年齢に関しましては、平成19年10月1日より、雇用対策法第10条に基づきまして、募集、採用における年齢制限が禁止をされております。このため、厚生労働省令で定められた例外事由に該当するものでなければ年齢制限はできないとされております。この例外事由でございしますが、同法施行規則第1条の3の3項イに、事業主の募集及び採用における年齢による制限を必要最小限のものとする観点から見て合理的な制限である場合として、長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集、採用する場合に、若年者を採用し、長期勤続によるキャリア形成を図る我が国の雇用慣行を一定程度尊重する必要があること、また、現下の雇用情勢にかんがみ、フリーター等の若年者に雇用機会を与えるために年齢制限を認めることに一定の合理性がある場合も考えられることから設定したものであり、基本的に35歳未満の若年者であることとなっておりまして、これに準じて年齢の方を引き上げさせていただきました。結果、採用者の中で年齢を引き上げたことによります対象者は、一般職で2名でございました。

なお、この職員採用の基本方針は、平成23年から平成26年の4年間を集中投入期間、また残りを解消期間として位置づけまして、集中改革プランの339人を堅持しながら、先の退職者分を前倒しし、採用する計画でございします。これは新市建設計画の大きな事業を合併特例債が切れる平成26年度までに執行する必要から、人員を集中的に事業に充てる計画としておりました。これが最近になりまして特例債の起債発行期限が5年の延長を見たことで、弾力的な行財政の運営を考えていかなければならないことになりまして、今年度の採用の中で効果を確認し、その上で事業計画の見直しも含めて検討を行うため、今年度の採用につきましては一般職の採用を見合わせております。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 田中部長の方からご答弁をいただきました。年齢等の引き上げについてご答弁をいただいたわけでありすけれども、社会人失業対策の一端を担い、さらに、社会人経験者も含めてすぐれた人物をより広く求めるために、平成21年の採用試験において30歳に引き上げ、さらに、多くの新市建設計画の事業を推進、遂行するために即戦力となる職員を確保する目的で、平成23年の採用試験では35歳まで引き上げられたということでもあります。35歳の年齢引き上げについては、部長の説明のように、平成19年10月1日より、雇用対策法第10条に基づく募集、採用における年齢制限が禁止されたことにより、その例外規定である同法施行令第1条の3の3項イ、これに準じて35歳に引き上げたということでもあります。これは長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集、採用する場合、こういうことが言われているわけでありす。

そこで再質問をいたしますが、では、奈良県並びに大和高田市や橿原市などの近隣の市では、この一般職の上級職の受験年齢はどのようになっているか把握されているのでしょうか。

説明を求めたい、このように思います。

**西川議長** 企画部長。

**田中企画部長** ただいまのご質問でございます。近隣の市町村につきましての採用年齢につきましては、特に把握しておりません。やはり各団体ごとにいろいろな採用基準というのが、その年度年度の政策なり、方策に基づきまして決定されることから、承知は現在のところしておりません。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 把握をされていない、こういうことであります。奈良県は29歳であります。近隣市の大和高田市は奈良県に準じて29歳とされております。さらに、橿原市や御所市、香芝市も29歳であります。雇用対策法施行規則第1条の3の3項イの規定は、35歳でなければならないと言っているわけではありません。キャリア形成に何年かかるのか、そしてそれ以降何年働いてもらえるのか、そういう根拠を明らかにすれば、これは29歳でも30歳でも何ら問題はありません。適法であります。私は長期勤続によるキャリア形成を図ることからすれば、逆に29歳、30歳の方がよりベターだというふうに考えます。何も先ほど答弁があった、現下の雇用情勢にかんがみ、基本的には35歳未満の若年者でなければならないということではないのであります。

そこで改めてお伺いをしますが、奈良県や近隣市は29歳という中で、雇用対策等かんがみてやられているわけでありませけれども、これではなかなか納得できる理由ではありません。雇用対策法第10条の規定からして、何ら35歳である必要はないわけですが、いかがお考えでしょうか。

**西川議長** 企画部長。

**田中企画部長** ただいまのご質問でございます。特に法律上は年齢を制限しているわけではございませんが、おおよそ35歳未満という年齢の基準を基本的に設けておるということでございます。やはりこれが年齢を上げることによりまして、年金の加入の必要最低加入期間というのがやはり不足してくると。最低25年以上は何らかの年金に加入する義務があるということになりますので、一応基本としましては35歳以下が上限であろうかという考えでございます。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 田中部長からもご説明をいただきました。いわば上限として、35歳まではそういう年金等のことから、加入期間等からすれば認められるのではないかと、こういう話であります。私はハローワークにお伺いをいたしました。この35歳未満というのはあくまでも例であって、そうでなければならないということではないんですと、ちゃんとした根拠さえあれば、29歳でも30歳でも、これは何ら問題はないわけでありませ。そういう点から、当然奈良県やお隣の大和高田市や御所市も29歳という形で、いわゆる長期勤続によるキャリア形成を図り、それぞれのまちの職責を全うしていく、そういう期間をやはり確保しているということが言えるわけでありませ。こういう点で、私はこの35歳に引き上げるという、全くこの理由には納

得いかないということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

平成23年から平成26年の4年間に、平成27年度以降の定年退職者を前倒しをして67人を採用するという、昨年8月に発表された集中人員投入期間を実施する職員採用の基本方針についてであります。答弁では、最近になって合併特例債の起債発行期間が5年延長されたことにより、弾力的な行財政の運営を考えていかなければならないことになり、今年の採用の中で効果を確認して、その上で事業計画の見直しも含めて検討を行うため、今年の採用は見直すと、こういうご答弁がありました。さきの全員協議会でも同じでありました。平成25年度、平成24年の採用では一般職の採用はゼロということでありました。既に平成24年度には一般職員で19人採用しています。建築技術職等を含めて23人採用されています。

そこでお伺いをしたいんですが、合併特例債の5年延伸について、想定されていなかったのでしょうか。その点をまず確認をしたいと思います。

**西川議長** 企画部長。

**田中企画部長** ただいまのご質問でございます。議会でも昨年お示ししましたこの方針でございます。この時点でもその辺はないという前提で計画しておりまして、今年になりまして、そういった特例債の延長の法律が、話的には聞いたわけなんですけれども、それがやはり国会を通過して審議中という過程でどんどん期限が繰り延べをされてきたというような状況でありまして、6月末に、そういった時点でやっとその全貌が見えてきたということになりまして、その時点ではもう既にそういった計画自体が起案として出ておりますので、その時点ではわかっていなかったということでございます。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 部長のご答弁がありました。部長は企画部として市全体の仕事を把握し、その事業の進捗状況の評価をし、そして遅滞しているところに対して力を集中する等、葛城市の新市の建設計画含めて、諸事務事業の司令塔としての役割を果たしておられると、こういうふう思うわけでありましてけれども、この合併特例債の延伸というのは、これはもう数年も前からこの議会あるいは予算、決算委員会等の中で議論され、既に昨年のこの方針が出たころには委員会にも上程され、提案説明が行われ、審議に入って、あとは時間の問題。ただ、この政府の、政府というか国会における政争の余波は受けたけれども、これは東日本大震災の復興財源含めて、この合併特例債の延伸は、5年、10年というのは既定の方針として行われてきたというのは、私たち議会議員あるいはここにおられる職員の皆さんも広く知られていることではなかったかというふうに思います。この点、そういうことが全く想定されないままで、この集中人員投入期間、4年間で67人を投入して採用する、こういうことなんですね。この変更の理由についてはそれなりにご答弁をいただきましたけれども、実際にこの合併特例債を活用した事業、新市の建設計画は、5年延びたからといってこれが実現できるものかどうか、これはもう本当にわからない。それこそ平成26年までにやるという、そういう決意のもとにやっていたいかなければならない、そういう事業として位置づけてやってきたわけでありまして。そんな中で、こういう67名を前倒しで採用するということ含めて、また、人事案件でありま

すので、市長の専権事項として私たちも容認してきたというわけであります。それが一転して、今年の採用はもう一般職ゼロ。どうするんですか。この点、改めてお伺いしたい。このことによって、5年延びたことによって、もう新市の建設計画事業は安泰になったんだということなのか、いやいや、やっぱり集中して職員を雇うことによって人件費の増嵩もあると。やはり人事政策として、一挙に多数の人を雇いますと、それこそ職員の年齢構成がひょうたんを逆さまにしたような、そういう形になって非常に近い将来不具合が生じる、そういうことなのかですね。改めて突っ込んだご答弁をお願いしたい。

**西川議長** 市長。

**山下市長** ご答弁を申し上げます。まず、5年間の延長について、わかっと思ったんじゃないかということですけど、おおむねそうなるであろうというような話は出てまいりましたけれども、先ほど阿古議員のご質問の答弁の中に、177国会に提出をされ、可決をされたのが180回の国会でございました。その間、数年ずっと付せられておったわけでごさいます、いつ成立するのか、だれにもわからない状況があったというふうに思います。その中で、先を見通せる能力がなかったのかと言われればそれまででございますけれども、わからなかった、いたし方のないことかなというふうに私は思っております。

さて、一転、人事のごさいますけれども、まさに白石議員がおっしゃったように、ひょうたんのようになってはいけない、やっぱり職員の採用をやることによって、雇わない年と雇う年とあって、それがひょうたんのくびれのようになってはいけないというようなことも含めて、弾力的に、35歳までの年齢の引き上げというのは、まさにそういうねらいもあったわけでごさいます。できるだけ年齢の中でのばらつき等も含めて採用させていただきたい。もちろんその方々が歩んでこられたキャリアというものをしっかりと活かしてもらえりような職員の人たちを採用させてもらいたいという中で、年齢層を引き上げさせていただいたということもあるわけでごさいます。今回の今年の採用につきましては、おおむね先ほど部長が答弁をいたしましたように、5年間の延長ということによるものでございます。この1年間しっかりと昨年採用させていただいた人たち、それによる各部署での動向等、また新市建設計画の進行状況等も見ながら、どのような形で人員配置をしていくのが適当であるのか、しっかりと見定めた上で遂行させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 市長からもご答弁をいただきました。ご認識の違いがあるんだろうということでもありますけれども、クリーンセンターの建設事業にしても、尺土駅前の周辺整備事業にいたしましても、まさにこれは補助事業でやっているわけですね。当然この補助事業のこの期限の間にやり上げる、さらに合併特例債の期限内にやり上げるんだというのが、これがいわゆる行政と議会が一致した認識で進められてきたということでもあります。そういうことに基づいて提案されているからこそ、この集中人員投入期間等も、やはり我々は認めてきたわけであります。しかし、これが1年たって、この1年は休憩をする、そして検証して、さらに今後、職員採用の予定人員等も検討する、こういうことになったということ自身は、私はそれは歓迎をし

たい。やはりさっき申しました、人事政策そのものは1本筋を通した上で、その年々の定年退職や勸奨退職等個々の事情を勘案して採用していく、こういうことが大事でありますので、ぜひその視点を持っていただきたいし、やはり人件費の増嵩は、これは無視できないこととなります。当然、給与の改定はなかったとしても、定期昇給は毎年あるわけでありまして。そういうことからすれば、当然この見直しはあるべきだというふうに思います。能力がなかった、いたし方がないということであるならば、その答弁を受けとめておきたい、このように思います。まさに困ったものだと言わざるを得ない。

もう1点、平成21年採用試験の受験資格では、建築技術職の受験資格の学歴・免許等では、学歴を問わず1級建築士の資格を有する人とされておりました。ところが、平成23年採用試験では、1級建築士の資格を有する人が削除されて、大学の建築専門課程を卒業した人または卒業見込みの人と変更されています。どのような理由によるものか、改めて説明を求めておきたいと思っております。

**西川議長** 企画部長。

**田中企画部長** ただいまのご質問でございます。まず、葛城市になりましてから、平成21年は初めて建築技術職の方を採用を求めました。やはり市となりまして1級建築士の必要性が求められることから、当時は1級建築士の有資格者というのが不在でございましたので、そのように求めさせていただきました。しかし、その平成21年の応募をさせていただきました、その方につきましては合格をされましたが、給与等の雇用条件の方で折り合わずに、辞退をされたという経緯がございました。平成23年に、改めまして門戸を広げた形で、専門職として大学を卒業または見込みの条件で募集をし、応募の結果が1級建築士の資格を有しておられる方がおればよいということで、建築技術職の方を募集させていただきました。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 改めて部長の方からご答弁をいただきました。この変更、削除によって、確かに門戸は広がりました。しかし、一部、短期大学や高等学校を卒業した1級建築士の資格を持つ人の受験機会が奪われた、こういうことになるわけでありまして、私は当初目標としていた、それこそ即戦力となる職員を確保することを目的に、この間、社会人枠を広げ、またこういう1級建築士の募集をしてきたわけでありまして。そういうことが、本当にこの3回の採用試験の中でやはりころころ変わってきたというのは、非常に困ったものだというか、まさに朝令暮改と言わざるを得ないというふうに思います。

次に移ります。葛城市政治倫理条例と職員採用についてであります。

まず、政治倫理条例の目的、さらに第2条の第1項並びに第2項の1号及び第4号、さらに第3条の第2号について説明を求めるものであります。

**西川議長** 企画部長。

**田中企画部長** それでは、葛城市の政治倫理条例につきましてご説明を申し上げます。この政治倫理条例につきましては、平成17年7月7日に条例第34号として公布されたものであります。

まず、条例の目的でございます1条につきましては、「この条例は、市政が市民の厳粛な

信託によるものであることを認識し、その担い手たる市長、副市長、教育長及び市議会議員が、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を求めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」となっております。

2条でございます。市長及び議員の責務並びに政治的倫理基準が規定されておまして、1項につきましては「市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない」、また、2項につきましては「市長等及び議員は、次に掲げる政治的倫理基準を遵守しなければならない」とございまして、1号につきましては「市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑いを持たれるおそれのある行為をしないこと」、また、4号につきましては「公正な人事を図るため、市職員の採用に関して推薦又は紹介をしないこと」とあります。

次に市民の責務でございますが、第3条につきましては市民の責務が規定されておまして、「市民は、自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する責務を負うものであるとの自覚を持ち、市長等及び議員に対し、次に掲げる働きかけを行ってはならない」とございまして、2号には「市職員の採用に関しての推薦または紹介の依頼」となっております。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** ただいま、部長の方から葛城市の政治倫理条例について、主要な点についてご説明をいただきました。この間、私どもに市民やマスコミ等から、職員採用に係る不可解なところがある、あるいはおかしいのではないか、このような情報、資料が寄せられてまいりました。私はさらに、葛城市の情報公開条例等に基づいて、採用予定人数や受験年齢などの受験資格、第1次試験から第3次試験の可否の状況、第1次試験の成績順位などの採点結果について資料を取り寄せてまいりました。残念ながら第1次試験の成績順位などの採点結果については不開示になりましたが、葛城市が実施してきた平成22年から平成24年度の3年間の職員採用について、3件の疑わしい事例が浮かび上がってまいりました。私はこの7月26日の全員協議会でも取り上げてまいりましたが、ただいま田中部長から説明をいただきました奈良県が一番厳しいと言われている葛城市政治倫理条例の、不正の疑いを持たれるおそれのある行為をしないこと、市民に対してみずから進んでその高潔性を明らかにしなければならないとの規定の立場、さらに市民の目線から、市長にこの3件の事例についてお伺いをしてまいりたいと思います。

\_\_\_\_\_ (削 除) \_\_\_\_\_

**西川議長** 市長。

**山下市長** \_\_\_\_\_ (削 除) \_\_\_\_\_

**白石議員** — (削 除) —

**山下市長** 知っております。

西川議長 白石君。

白石議員 知っておられるということでもあります。

(発言する者あり)

白石議員 知っておられるということでもあります。それでは、次にお伺いします。 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (削 除) \_\_\_\_\_

西川議長 市長。

山下市長 \_\_\_\_\_ (削 除) \_\_\_\_\_

(発言する者あり)

山下市長 いや、わからん。

西川議長 白石君。

白石議員 では次に、もう2点ですが、 \_\_\_\_\_ (削 除) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

西川議長 市長。

山下市長 これはわかります。知っております。

西川議長 白石君。

白石議員 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (削 除) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

最後にお伺いをしたい。 \_\_\_\_\_ (削 除) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

西川議長 市長。

山下市長 \_\_\_\_\_ (削 除) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

西川議長 暫時休憩します。

休 憩 午後3時20分

再 開 午後3時44分

西川議長 休憩前に引き続きまして、会議を再開をいたしたいと思えます。

職員採用に関する事で、個人の特定ができる部分等がございました。その部分については議長権限で削除をさせていただきたいと思えます。それで、そのことを念頭に白石議員の質問を続行させていただきたい。これは議長権限で削除をさせていただきます。

白石君。

白石議員 大変遅滞をしました。引き続いてお伺いをしてまいります。ここからが1つ大事なところでありますので、ぜひお聞きいただきたいと思えます。

一般職等の採用試験では第1次試験から第3次試験がありますが、市長はこれらの試験にどのようにかわり、どのような役割を果たしているか、説明を求めたいと思えます。

西川議長 市長。

**山下市長** 質問にお答えをさせていただきます。葛城市の職員採用試験一般職に関しましては、1次試験が筆記試験で、これは採点が、業者の試験でございますので、採点も含めて業者で行われるわけでございます。それから2次試験、3次試験と進んでいくわけでございますけれども、2次試験は集団討論と論文また適性試験ということでございます。この集団討論におきまして、私も5人いる試験官のうちの1人として集団討論の採点にかかわっております。あとそれ以外は、論文や適性検査に関しては私はノータッチでございます。あと、3次は個人面談ということでございますけれども、これは私も面談に入っております。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 市長から直接ご答弁をいただきました。それでは、市長はご存じないでしょうかから部長からお答えいただければいいんじゃないかと思うんですが、県内の12市、うち除いて11市ですか、近隣市、橿原、高田、御所、香芝、こういうまちでは、職員採用にかかわって市長がどのように役割を果たしているか把握をされているか、ご説明をいただきたいと思います。

**西川議長** 企画部長。

**田中企画部長** ただいまのご質問でございます。市長みずからが1次から3次までに関与されているかどうかという情報についてはちょっと承知をしておらないわけでございますが、昨年の9月現在でございますが、口述試験の個人面接時におきましては、奈良市と大和高田市と天理市が外部機関の方を試験に加えていると、こういう情報の方は承知をしております。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 今、部長の方は、全体としては把握をされていない、こういうことでありますが、私が把握をしている状況というのは、葛城市を除く11市は全て市長は採用試験には、1次はもちろんのこと、2次、3次、これはもうかかわっておりません。お隣の大和高田市は職員採用委員会を設置をし、市長はその採用委員会に委嘱をしておられます。大和高田市はこれだけではなくて判定検討管理委員会というものを設けまして、民間の人材、職員や警察OB各1名を入れて、民間業者に採点をゆだねたその資料の開封のときからかかわって、この採用事務の客観性、透明性を確保する、こういう取り組みがされております。さらに、橿原市は職員採用試験委員会で同様に、これはもちろん副市長や教育長は入っていますけれども、市長については全く試験には関与していない。合格、採用が決まった内容について報告をするだけでございます。香芝市は任用試験委員会というのがありまして、これも同様に採用に当たってその事務を市長から委託を受けて行っていますし、また、外部委員として公平委員が2名参画をし、2次試験、3次試験、とりわけ面接等々ではユニークな質問をされたり、そのように聞いております。御所市でも同様に委員会を設置をして、市長は全くこの採用試験には関与をしていない、こういうことが行われているわけでございます。

私は当然、市長の権限において職員採用が行われるというのは承知をしておりますけれども、先ほど紹介いただきました政治倫理条例等のそういう立場、高い高潔性が求められる市長や副市長、教育長、我々市議員は、やはりこういうことには一歩も二歩も引いて、市長であれば強大な権限を持っているわけですから、そういう権限が行使されない、そういう仕

組みにしているわけでありませう。

私はこの間、情報公開条例に基づいて資料を請求しましたがけれども、公文書の不開示通知がここにございますけれども、不開示の理由として、個人情報に関する情報だということが1つ、事務事業の公正かつ円滑な執行を困難にする、情報請求のあった公文書に記載されている採点結果は個人の試験結果であり、個人の能力、成績に関する情報のため開示できない、また、採点結果は選考の内容、合否の決定に至る経過等が明らかになる情報であり、選考、採用等の公正・適正性を確保するため、不開示とする必要があるため不開示とするということでありませう。ということは、この採用の事務に関しては、全く開示に応じないというのが情報公開条例の内容でありませう。私は本当にこの問題が、葛城市にとってよりよい職員採用の事務に変えられて、よりここに書いてある公正・適正を確保するものでなくてはならない、私はこのように考えるものでありませう。

**西川議長** 市長。

**山下市長** いろいろと大所高所からのお考えを示していただいたというふうに思ひませう。しかしながら、先ほどの試験の採用の話でございますけれども、これは我々行政の人間、理事者、職務権限を多数有している人間が1次試験等に関しては全くノータッチであるということと、また、いろいろとひょっとしたら取りざたされておるかもしれませうけれども、各種知り合い等が採用されているかもしれないということに関しましては、一切そういうことはないということはお話をしておかなければならないというふうに思ひませう。皆さん葛城市に採用されている職員に関しましては、みずからの力で採用試験を受け、合格された方々である。これは間違いのないことでございます。

また、今、いろいろと各市の状況のお話をいただきました。それぞれの市のお考え、あろうかと思ひませう。ここで私も、今の白石議員からのご意見を参考にはさせていただきますと思ひませうけれども、しかし、もう一度やっぱり自分の中でも考えていきたいなというふうに思ひるのは、やはり葛城市の行政を担っていただく、葛城市の中核を担う職員の採用を、外部の人間ばかりに任せておくということは、これは正しいのか正しくないのかということも含めて、やはり考えていかなければならないことだろうというふうに思ひませう。将来の葛城市を担う有為な人材をどのような形で選んでいくのか、公明正大、透明性の確保、これは当然のことだろうというふうに思ひませうけれども、しかし、有為な人材を見出していくために、我々理事者側の方もしっかりと試験を、どんな試験をするのかということ工夫を凝らしながら、やっぱり考えていかなければならない。どこの企業であっても、どこの市の職員であっても、やっぱり人材というのはこれはもう大いに宝であると思ひませうし、一番大事なところであろうというふうに思ひませう。そこの肝心かなめの人事の採用の問題、これは大きなテーマとして取り組んでまいりたいというふうに思ひませう。ただいまの白石議員の提案していただいたこと、しっかりと受けとめて考えてまいりたいというふうに思ひませう。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** もう時間がなくなりましたので、この問題だけで終わるということになりますが、市長がわざわざご答弁というか自分の所見を述べていただいたということでありませうが、私の所見

も述べておきたい、このように思います。

国は人事院、県は人事委員会、当然政令市等、やはりちゃんとしたそういう人員を採用する機関があって、まさに行政とは独立した形で、広く優秀な人材を確保するという仕組みを持っています。小さなまちであっても、私はそのような仕組みをやはり確立をしていく、その第一歩が、大和高田市やあるいは香芝市で採用されている外部の人たちを入れることによって、より市民からの信頼を勝ち取っていく、こういう職員採用の事務をやっぱり確立をしていくということが必要ではないのかというふうに思います。記憶に新しいと思いますけれども、平成17年でしたでしょうか、中和広域消防で一大職員採用に係る不正事件があって、組合議会の議員あるいは消防本部の幹部が逮捕される、こういうことがあります。当然こういうことはあってならないことで、そういうことが葛城市にあるはずがない、このように確信はしておりますけれども、やはり市民の信頼にこたえられる、足り得る制度を確立していただくことを最後に述べて、冒頭に述べたような状況になってしまいましたけれども、この質問をもって私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**西川議長** これで、白石栄一君の発言を終結いたします。

お諮りします。

本会議第2日目、3日目の2日間で予定をいたしておりました一般質問でございますが、本日終了したため、あす開催予定の本会議第3日目を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、あすの本会議第3日目は休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は9月26日、午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、13日から21日までの間、各常任委員会及び決算特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては審査をよろしくお願いを申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午後4時01分